

(全国銀行協会事務局 仮訳案)
(2011年1月20日)

- ※ 本仮訳案は全銀協事務局で邦訳したものであり、金融庁・日本銀行の確認を得たものではありません。
- ※ 今後、修正があり得ることにご留意ください。
- ※ 本仮訳案をご利用するに当たっては、必ず原文 (<http://www.bis.org/publ/bcbs189.htm>) を参照するようお願いいたします。
- ※ 本仮訳案はあくまでも参考資料であり、本仮訳案を利用することにより損害が発生したとしても当協会は当該賠償責任を負いません。

バーゼルⅢ : より強靱な銀行および銀行システムのための
世界的な規制の枠組み

(原題) Basel III: A global regulatory framework for more
resilient banks and banking systems

～ 目次 ～

目次	1
イントロダクション	3
A. 国際的な自己資本規制の枠組みの強化	4
1. 自己資本基盤の質、一貫性、透明性の向上	5
2. リスク捕捉の強化	5
3. レバレッジ比率によるリスクベースの自己資本規制の補完	7
4. プロシクリカリティの緩和およびカウンターシクリカル資本バッファの促進	8
最低所要自己資本のシクリカリティ	8
フォワード・ルッキングな引当	9
自己資本の流出抑制	10
過度な信用増加	10
5. システミック・リスクと相互関連性への対応	11
B. グローバルな流動性基準の導入	12
1. 流動性カバレッジ比率	13
2. 安定調達比率	13
3. モニタリング手法	14
C. 経過措置	15
D. 適用範囲	15
Part1: 最低所要自己資本とバッファ	16
I. 資本の定義	16
A. 資本の構成要素	16
資本の構成要素	16
算入上限と最低基準	16
B. 詳細な提案	16
1. 普通株等 Tier1	17
2. その他 Tier1 資本	19
3. Tier 2 資本	21
4. 少数株主持分(非支配持分)および連結子会社によって発行され、第三者が保有する その他の自己資本	24
5. 規制上の調整項目	26
6. 開示上の基準	32
C. 経過措置	33
II. リスクカバレッジ	35
A. カウンターパーティリスク	35
1. カウンターパーティリスク、信用評価調整、誤方向リスクの修正されたより良い対応指標	35
2. 大規模金融機関に対する資産相関係数への乗数	46
3. 担保で保全されているカウンターパーティとマージン・ピリオドリスク	47
4. 中央清算機関	54
5. カウンターパーティリスクの管理要件の強化	55

B.	外部信用格付への依存への対応とクリフ効果 (cliff effects) の最小化	61
1.	長期エクスポージャーに対する推定格付の標準的な取扱	61
2.	格付を避けるインセンティブ	62
3.	証券監督者国際機構 (IOSCO) の基本行動規範の信用格付機関への組み込み	62
4.	保証とクレジット・デリバティブから生じる“クリフ効果”：信用リスク削減手法 (CRM)	63
5.	勝手格付と格付機関の認定	64
III.	資本保全バッファー	64
A.	自己資本保全のベストプラクティス	64
B.	枠組み	65
C.	経過措置	67
IV.	カウンターシクリカル資本バッファー	68
A.	導入	68
B.	各国のカウンターシクリカル資本バッファー基準	68
C.	銀行固有のカウンターシクリカル資本バッファー	69
D.	資本保全バッファーの拡充	70
E.	計算および開示の頻度	71
F.	経過措置	71
V.	レバレッジ比率	72
A.	原理と目的	72
B.	レバレッジ比率の定義と算出	72
1.	自己資本の算出	73
2.	エクスポージャーの算出	73
C.	経過措置	75
	付属文書 1	76
	付属文書 2	77
	付属文書 3	78
	付属文書 4	81

イントロダクション

1. 本文書および、「バーゼルⅢ：流動性リスクの計測、基準、モニタリングに関する国際的な枠組み」との文書は、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）による、銀行セクターの強靱性を高めるという目標に向けた、国際的な資本および流動性規制を強化する改革を示している¹。本改革は、銀行セクターが金融および経済危機、その他の原因によって引き起こされるショックを吸収する能力を高め、金融セクターから実体経済に波及するリスクを軽減させることを目的としている。本文書はバーゼルⅢの枠組みを実施するに当たってのルール文書およびタイムラインを定めている。

2. バーゼル委の包括的な改革パッケージは、金融危機の教訓に対処するものである。本改訂を通じ、リスク管理やガバナンスの向上に加え、銀行の透明性やディスクロージャーの強化を目指している²。さらに、本改革パッケージにはバーゼル委による、システム上重要な国際的な銀行の破綻処理を強化する取組みも含んでいる。³

3. 銀行は預金者と投資家の間で信用を仲介するプロセスの根幹をなしており、より強靱な銀行システムは持続的な経済成長に必要である。さらに、銀行は個人、中小企業、大企業、政府が国内、国外で日常業務を営むうえで必要不可欠なサービスを提供している。

4. 2007年に始まった経済・金融危機がこれほどまでに深刻化した最大の要因の一つは、多くの国で銀行セクターがオンおよびオフバランスシートのレバレッジを過度に高めたことである。過度なレバレッジは自己資本の水準と質を次第に低下させた。また同時に、多くの銀行では流動性バッファが十分ではなかった。それゆえ銀行システムでの結果として発生したシステムミックなトレーディング・信用損失を吸収でき

¹ バーゼル銀行監督委員会は、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の銀行監督当局および中央銀行の上級代表者によって構成されている。通常、会合は事務局が置かれているスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）で開催される。

² 2009年7月、バーゼル委は、1996年のトレーディング勘定に係る自己資本に関する規制を強化するとともに、バーゼルⅡの枠組みの3つの柱を強化する規制パッケージを導入した。2009年7月付け「バーゼルⅡの枠組みの強化」を参照（www.bis.org/publ/bcbs157.htm）。

³ これらの取組みには、バーゼル委による、国単位の破綻処理権限と国際的な実施を強化する勧告も含まれる。バーゼル委は傘下のクロスボーダー銀行破綻処理グループに対して、金融危機で学んだ教訓や、各国のクロスボーダー破綻処理の枠組みにおける最近の変化や適応、破綻処理枠組みにおける最も効果的な要素、危機に対する最適な対応を支援するような各国制度の諸要素についてレポートするよう委任した。2010年3月付け「クロスボーダー銀行破綻処理グループによるレポートおよび勧告」を参照（www.bis.org/publ/bcbs169.htm）。

なかったほか、シャドー・バンキング・システムにおいて積上がった巨額のオフバランスシート・エクスポージャーがバランスシート上に戻ってくる動きに対処できなかった。今回の金融危機はプロシクリカルなレバレッジの巻戻しや、一連の複雑な取引を通じて生じたシステム金融機関の相互連関性によって増幅された。金融危機の最悪期には、市場は多くの銀行の流動性や健全性に対する信頼感を失った。銀行セクターの脆弱性は、その他の金融システムや実体経済に急速に伝播し、巨額の信用収縮や流動性逼迫をもたらした。最終的に公的セクターはかつてない規模の流動性供給、資本注入・保証を迫られ、納税者を巨額の損失危機に晒した。

5. 金融危機の震源にあった銀行や金融システム、経済に対する影響は即座に現れた。しかしながら、金融危機は世界のより広範な国々にも拡大した。これらの諸国への波及経路は直接的ではなく、世界的な流動性逼迫やクロスボーダー信用収縮、輸出需要減少の形で伝播した。今回および過去の金融危機が世界に伝播した経路やスピードを所与とし、将来の危機が予測不可能であることを前提とすれば、全ての国で内部・外部のショックに対する銀行セクターの強靱性を高めることが不可欠である。

6. 金融危機で露呈した市場の脆弱性に対処する観点から、バーゼル委は国際的な規制の枠組みに一連の抜本的な改革策を導入する。銀行レベルやミクロ健全性、規制を強化する改革は、ストレス期における個別行の強靱性を向上させる。また、マクロ健全性にも焦点をあて、銀行セクターにおいて積上がる可能性のあるシステム全体のリスクや、これらのリスクが次第にプロシクリカルに増幅することに対処する。明らかに、これらのミクロ、マクロ健全性の金融規制監督アプローチは相互に関連しており、個別銀行レベルの強靱性の向上がシステム全体のショックのリスクを軽減するからである。

A. 国際的な自己資本規制の枠組みの強化

7. バーゼル委は、バーゼルⅡの3つの柱を基盤に、自己資本規制の枠組みを強化することを通じ、銀行セクターの強靱性を向上させる。本改革は自己資本の質と量の双方を向上させるとともに、自己資本規制の枠組みのリスクのカバー範囲も拡大する。これらはリスクベースの自己資本規制を補完するレバレッジ比率によって補強されるが、レバレッジ比率は銀行システムにおける過度なレバレッジを抑制するとともに、リスクのモデル化やリスク計測の誤りに対する追加的な防御となる。さらに、バーゼル委はプロシクリカルティや金融機関の相互連関性に起因するシステム・リスクを抑制するべく、自己資本規制の枠組みにマクロ健全性の要素を導入する。

1. 自己資本基盤の質、一貫性、透明性の向上

8. 決定的に重要なことは、銀行のリスク・エクスポージャーが質の高い自己資本によって支えられていることである。金融危機では、信用コストや償却は、有形普通株式資本の一部である内部留保から捻出されることが示された。また、国毎に自己資本の定義が一致していないことや、開示不足により市場が銀行毎の自己資本の質を完全に測定、比較することが困難であることが明らかになった。

9. この目的を達成するために、Tier1 資本の主要な部分は普通株式および内部留保によって構成されなければならない。この基準は、一連の原則によって補強されており、これらの原則は非株式会社形態の金融機関についても質の高い Tier1 資本を同等の水準まで保有することを確保するという意味において、それらの金融機関にも適用され得るものである。自己資本から差引かれる控除項目や調整項目は国際的に調和され、一般的には普通株等、非株式会社形態の銀行についてはそれに相当するものに対して適用される。その他の Tier1 資本については、劣後で、その支払いの実行に関し銀行に完全な裁量がある非累積的配当やクーポンを有し、満期日や償還のインセンティブの双方を有しない資金調達手段によって構成される必要がある。ステップ・アップ条項のような償還インセンティブを有するイノベティブなハイブリッド資本調達手段については、現在、Tier1 資本の 15%まで算入が認められている。今後、段階的に廃止される。加えて、Tier2 資本調達手段は統一され、現在、市場リスクをカバーする目的のみで認められる、いわゆる Tier3 資本調達手段は廃止される。さらに、市場の規律を高めるために、自己資本の透明性の向上が図られ、自己資本の全ての構成要素は、財務報告書との詳細な差異の説明とともに開示されることが求められる。

10. バーゼル委は、これらの改定について、現時点で発行されている資本調達手段に与える悪影響を最小化する方法で実施する。また、コンティンジェント・キャピタルが自己資本規制の枠組みのなかで果たす役割について検討を続ける。

2. リスク捕捉の強化

11. 金融危機の重要な教訓の一つは、自己資本規制の枠組みにおけるリスク捕捉の強化の必要性である。オンおよびオフバランスシートの主要なリスクやデリバティブ関連エクスポージャーのリスクを捕捉できなかったことが、今次金融危機において鍵となる不安定要因であった。

12. この欠陥に対して、バーゼル委は 2009 年 7 月にバーゼル II の枠組みに関する重大な改訂を完了した。これらの改訂は、多くの国際的に活動する銀行にとって主要な損失要因となったトレーディング勘定や複雑な証券化エクスポージャーに対する所要自己資本を強化するものである。改訂後の取扱いでは、12 ヶ月間の著しい金融ストレス期間を考慮したストレス VaR が導入される。また、バーゼル委は、バンキン

グ、トレーディング勘定の双方について、いわゆる再証券化商品に対して所要自己資本を強化した。さらに、第2の柱の監督上の検証プロセスや第3の柱の情報開示基準も強化された。第1の柱と第3の柱の規制強化は2011年末までに実施される必要があるが、第2の柱の基準については2009年7月に即時実施された。現在、バーゼル委はトレーディング勘定に関する抜本的な見直しを実施している。このトレーディング勘定に関する抜本的な見直し作業は、2011年末の完了が目指されている。

13. 本文書は、銀行のデリバティブやレポ、証券金融取引活動において生じるカウンターパーティ信用エクスポージャーに対する所要自己資本の強化に関する施策を導入している。これらの改訂は、こうしたエクスポージャーに対する資本バッファを強化し、プロシクリカリティを減少させ、OTC デリバティブ契約を中央清算機関に移行させる追加的なインセンティブをもたらし、金融システム全体のシステミック・リスクの減少を促進する。またカウンターパーティの信用エクスポージャーに対するリスク管理を強化するインセンティブも付与する

14. この目的を達成するため、バーゼル委は以下の改訂を導入する。

(a) 今後、銀行はストレスのかかったインプットを用いてカウンターパーティリスクに対する所要自己資本を算定する必要がある。これは市場のボラティリティが低い際に所要自己資本が低くなり過ぎるという懸念に対処するものであり、プロシクリカリティの緩和にも役立つ。本アプローチは、市場リスクに対して導入されたアプローチと同様、市場リスクとカウンターパーティリスクのより一体的な管理も促進する。

(b) カウンターパーティの信用力低下に伴う、潜在的な時価損失（すなわち、信用評価調整<CVA>リスク）に対する所要自己資本が銀行に課せられる。バーゼルⅡ基準はカウンターパーティのデフォルトのリスクをカバーしているものの、そのようなCVAリスクには対応していない。CVAリスクは、金融危機時には、完全なデフォルトにより生じる損失よりも、大きな損失要因となった。

(c) バーゼル委は、担保管理および当初マージンに関する基準を強化する。カウンターパーティに対して大規模で流動性の低いデリバティブ・エクスポージャーを抱える銀行は、規制上の所要自己資本の算定において、より長期のマージン期間を適用する必要がある。また、担保リスク管理実務を強化するために、追加的な基準が導入された。

(d) バーゼル委は、デリバティブ市場を通じた銀行とその他金融機関との相互関連性に起因するシステミック・リスクに対処する観点から、「支払・決済システム委員会（CPSS）」の取組みや、「証券監督者国際機構（IOSCO）」による中央清算機関を含む金融市場インフラに関する強固な基準作りをサポートしている。銀行の中央清算機関（CCP）に対するエクスポージャーに要する資本については、CCPによる当該基準の充足を基準とするが、2011年の市中協議プロセスを経て完了する。

銀行の担保と CCP に対する時価評価エクスポージャーがこれらの強化された基準を充足すれば、2%として提案されている低リスクウェイトが適用され、CCP に対するデフォルト・ファンド・エクスポージャーはリスク・センシティブな所要自己資本の対象となる。これらの基準は、相対の OTC デリバティブ・エクスポージャーに対する所要資本の強化と相まって、銀行にエクスポージャーを中央清算機関等に移す強いインセンティブを創出するだろう。さらに、金融セクター内のシステミック・リスクに対処するべく、バーゼル委は金融関連のエクスポージャーは非金融関連エクスポージャーよりも相関性が極めて高いとの観点から、金融機関向けエクスポージャーに係るリスクウェイトについては、非金融事業法人向けよりも相対的に引上げる。

- (e)バーゼル委は、いわゆる誤方向リスク、すなわちカウンターパーティの信用度が低下した場合にエクスポージャーが増加する場合の取扱い等、様々な分野におけるカウンターパーティリスク管理の基準を引上げる。カウンターパーティリスク・エクスポージャーに対する健全なバックテストに関する最終的な追加ガイダンスはすでに発出した。

15. 最後に、バーゼル委はバーゼルⅡの枠組みにおける外部格付への依存を軽減するべく、様々な施策を検討した。これらの施策には、外部格付が付与された証券化エクスポージャーに対する独自の内部評価を行うことの義務付け、信用リスク軽減の利用に関連した特定のクリフ効果の排除、IOSCO による「格付機関の活動に関する基本行動規範」の主要な項目を、バーゼル委の自己資本規制の枠組みにおける外部格付の利用に関する適用基準として組込むことが含まれる。また、バーゼル委は外部格付への依存を含む、証券化の枠組みに関するより抜本的な見直しを実施中である。

3. レバレッジ比率によるリスクベースの自己資本規制の補完

16. 金融危機の根本的な要因の一つとして、銀行システムにおいてオンおよびオフバランスシートのレバレッジの積上がりが挙げられる。レバレッジの積上がりは、1998年9月等、過去の金融危機においても特徴的にみられた。金融危機の最も深刻な時期に銀行セクターは市場からレバレッジ引下げを迫られ、これが資産価格の押下げ圧力を強め、損失、自己資本の低下、信用収縮の悪循環を増幅させる結果となった。それゆえバーゼル委は以下の目的を達成すべく、レバレッジ比率規制を導入する。

- 銀行セクターのレバレッジを抑制し、これによって金融システムや経済を阻害する不安定なデレバレッジ・プロセスのリスクを緩和。
- モデル・リスクや計測上の誤りに対する追加的な予防措置を導入し、簡単で透明性が高く、独立したリスク計測を用いてリスクベースの手法を補完。

17. レバレッジ比率は、会計基準の相違が調整された、国毎に比較可能な方法で計算される。バーゼル委は、適切な検証や水準調整にもとづき第1の柱への移行を視野に入れつつ、リスクベースの規制を補完する信頼性の高い手段としてレバレッジ比率を設計した。

4. プロシクリカリティの緩和およびカウンターシクリカル資本バッファの促進

18. 金融危機の最大の不安定化要因の一つは、銀行システムや金融市場、広範な経済を通じて広がる、金融ショックのプロシクリカルな増幅効果である。市場参加者はプロシクリカルに行動する傾向があり、これが、時価評価資産や満期保有ローンに関する会計基準、担保実務、さらに金融機関や企業、消費者のレバレッジの積上げと解消を通じて増幅された。バーゼル委は銀行がこうしたプロシクリカルな変動に対してより強靱となるよう、一連の施策を導入する。これらの施策は銀行が金融システムや広範囲な経済においてリスクを移転するのかわりに、ショックを吸収する役割を果たすよう促進する。

19. 上述のレバレッジ比率に加えて、バーゼル委はプロシクリカリティに対処し、好況期に銀行セクターの強靱性を向上させる一連の施策を導入する。これらの施策の主な目的は以下のとおり。

- 最低所要自己資本の過剰なシクリカリティを抑制
- よりフォワード・ルッキングな引当を促進
- 個別行および銀行セクターがストレス時に取崩可能なバッファを積立てる観点から、社外流出を抑制
- 過度な信用拡大期から銀行を護るといふ、広義のマクロ健全性目標の達成

最低所要自己資本のシクリカリティ

20. バーゼルIIの枠組みは、所要規制資本のリスク感応度とカバレッジを増加させた。実際、最も景気変動を増幅した要因の一つは、複雑なトレーディングや再証券化、オフ・バランスシート・ビークルへのエクスポージャーといった主要なリスクを捕捉する自己資本規制の枠組みやリスク管理が、金融危機前には不十分であったことがある。しかしながら、ある時点において銀行全般のリスク感応度を高めようとするれば、時間の経過にともない最低所要自己資本に一定のシクリカリティが生じることは不可避である。バーゼル委はバーゼルIIの枠組みの構築にあたりこのトレード・オフを認識し、最低所要自己資本における過剰なシクリカリティを抑制するいくつかの予防措置を導入した。これらには、デフォルト率の推計時に長期的なデータ期間を用いること、いわゆる景気後退時のデフォルト時損失率(LGD)推計の導入、損失推計を所要自己資本に換算するリスク関数の適切な水準調整が含まれる。バーゼル委は、不況期に信用ポートフォリオが劣化することを考慮したストレステストの実施を義務付けている。

21. 加えて、バーゼル委はバーゼルⅡの枠組みが信用サイクル全体に渡りメンバー国に与える影響を評価すべく、包括的なデータ収集を実施した。最低所要自己資本のシクリカリティが、監督当局が適切と考えるよりも大きければ、バーゼル委はこうしたシクリカリティを抑制する追加的な施策の導入を考慮する。

22. バーゼル委は、金融監督当局がリスク感応度と所要自己資本の安定との間の適切なバランスを確保するために一連の追加的な施策を検討した。特にその中には、欧州銀行監督者委員会（CEBS）による、信用状態の悪化期における銀行ポートフォリオのデフォルト率（PD）推計値を使用して、信用状態の良好時に内部格付手法（IRB）の PD 推計値が過度に下がらないよう調整する第2の柱の利用を含む⁴。同様の問題に対処するため、英国 FSA は銀行の PD モデルによるアウトプットを、サイクル全体を通じた推計に変換するスケーラーの適用を通じて、IRB 要件において非シクリカルな PD を提供するアプローチを提案した⁵。

フォワード・ルッキングな引当

23. バーゼル委は3つの関連した取組みを通じ、より強固な引当実務を促進している。第一に期待損失（EL）アプローチに関し、会計基準の変更を主張している。バーゼル委は国際会計基準審議会（IASB）が EL アプローチに移行しようとする取組みを強く支持する。この目標は金融監督当局を含む利害関係者にとっての財務報告の有用性や妥当性を向上させることである。また、バーゼル委は IAS39 の見直しに資するハイレベルな基本原則を取纏め、IASB に提出するとともに、これを公表した⁶。バーゼル委は、現行の「発生損失手法」に比べて、実際の損失をより明確に捕捉するとともに、プロシクリカリティが小さい EL アプローチを支持する。

24. 第二に、バーゼル委は EL アプローチに関する上記の動きと整合性が取れるよう、監督上の指針を改訂中である。そのような指針は、金融監督当局が望ましい EL アプローチの下で、強固な引当実務を促進するであろう。

25. 第三に、規制上の自己資本規制の枠組みにおいて、より強固な引当に対するインセンティブを取組んでいる。

⁴ 2009年7月付け CEBS「カウンターシクリカル資本バッファーに関するポジション・ペーパー」を参照

(www.c-eps.org/getdoc/715bc0f9-7af9-47d9-98a8-778a4d20a880/CEBS-position-paper-on-a-counter-cyclical-capital-b.aspx)。

⁵ 2009年2月付け英国 FSA「サイクル全体を通じた PD の推計に関する変動スケーラー・アプローチ」を参照 (www.fsa.gov.uk/pubs/international/variable_scalars.pdf)

⁶ 2009年8月付け バーゼル委による金融商品に関する会計基準の見直しに関する基本原則を参照 (www.bis.org/press/p090827.htm)。

自己資本の流出抑制

26. バーゼル委は、資本の社外流出の抑制と、ストレス時に取崩し可能な最低水準を上回る適切なバッファの積立てを促す枠組みの導入を図っている。

27. 金融危機の発生時に、いくつかの銀行は、その財務状況や銀行セクターの見通しが悪化していたにもかかわらず、配当や自社株買い、手厚い報酬の形で巨額の分配を続けた。こうした行動の多くは、分配額の削減は弱体化のシグナルを送ると受止められかねないという、集団行動の問題によって促進された。しかしながら、これらの行動は個別行や銀行セクター全体の強靱性を弱体化させた。多くの銀行は直ぐに収益を回復させたものの、新規の貸出行動を支えるのに十分な資本バッファを再構築した訳ではなかった。これらを総合すれば、こうした動きが金融システムのプロシクリカリティを増加させたのである。

28. この市場の失敗に対処するため、銀行セクターにおける自己資本の流出抑制を促進するより強力なツールを金融監督当局に対して付与する枠組みをバーゼル委は導入する。国際的に合意された自己資本の流出抑制に関する基準を通じた枠組みの実施により、景気後退期に入る際の銀行セクターの強靱性を向上させ、景気回復期に自己資本を再構築するメカニズムを提供する。さらに、その枠組みは十分な柔軟性があるため、基準に沿って金融監督当局と銀行が対応することが可能となる。

過度な信用増加

29. 金融危機時に観察されたとおり、過度な信用増加の後の景気悪化局面において銀行セクターに生じる損失は極めて巨額になり得る。このような損失は銀行セクターを不安定化し、実体経済の後退を引き起したり、悪化させる可能性がある。これがさらに銀行セクターを不安定化させる。こうした相互連鎖は、信用が過度な水準にまで増加した際に銀行セクターが自己資本の備えを構築することが特に重要であることを強調している。こうした備えの積立ては過度な信用の増加を緩和するという追加的な利点も有している。

30. バーゼル委は、信用が過度な水準にまで増加した兆候がみられる際に、前節で概説した、資本の流出抑制メカニズムを通じて構築された資本バッファのレンジを調整する制度を導入する。このカウンターシクリカル資本バッファの目的は、信用が過度に蓄積された際に銀行セクターを保護するという、より広範囲なマクロ健全性規制上の目標を達成することである。

31. プロシクリカリティに対処する施策は、相互に補完するよう設計されている。引当に関する取組みは銀行システムを期待損失に対して強化することが目指されており、一方、自己資本に関する施策は非期待損失にフォーカスしたものである。自己資

本に関する施策については、最低所要自己資本のシクリカリティに対処する施策と、最低水準を上回る追加的なバッファーを積立てる施策に区別される。実際、最低基準を超えた強固な資本バッファーは、シクリカルな最低値が存在しなくても重要であると判明している。最後に、過度な信用の増加に対処する規制は、平常時はゼロに設定され、信用供給が過度な状態になった時期にのみ増加する。しかしながら、クレジット・バブルが発生していなくても、様々な要因から生じる可能性のある、起こりうる重大なショックに備えて、金融監督当局は銀行セクターに対して最低水準を超えるバッファーの積立てを期待する。

5. システミック・リスクと相互連関性への対応

32. プロシクリカリティが時間軸のなかでショックを増幅させた一方、システム上重要な銀行の間の過度な相互連関性も金融システムや経済にショックを伝播させた。システム上重要な銀行は、最低基準を超えた損失吸収能力を有するべきであり、この問題に関する検討が続いている。バーゼル委および金融安定理事会（FSB）はシステム上重要な金融機関に対する十分に統合されたアプローチの開発を進めており、これには、自己資本のサーチャージやコンティンジェント・キャピタル、債務のベイル・インの組合せが含まれる可能性がある。こうした取組みの一環として、バーゼル委はグローバル・レベルで金融機関のシステム上の重要性を評価する量・質の両面の指標によって構成される手法に関するプロポーザルを策定中である。またバーゼル委は、様々な提案された調達手段によってもたらされるゴーイング・コンサーンの損失吸収性の程度に関する評価に加え、グローバル・システミック金融機関が保有すべき追加的な損失吸収能力の規模に関しても研究を行っている。さらにバーゼル委の分析は、流動性サーチャージや大口エクスポージャー規制の強化、監督の強化といった手段を含む、システミックな銀行に関するリスクの緩和手法や外部性に関するさらなる施策もカバーしている。バーゼル委はFSBの勧告で定められたプロセスや時限に沿って、これらの問題の検討を2011年上期も継続する。

33. バーゼル委がグローバル金融機関の個別行レベルのエクスポージャーから生じるリスクを緩和するために導入した自己資本規制のいくつかは、システミック・リスクや相互連関性の緩和に役立つ。これらには、

- OTCデリバティブに関して中央清算機関を利用する自己資本のインセンティブ
- トレーディングやデリバティブ活動、複雑な証券化商品やオフバランスシート・エクスポージャー（例SIV）に対するより高い所要自己資本
- 金融機関セクター内のエクスポージャーに対するより高い所要自己資本
- 長期の資産を支えるために短期、インターバンク資金調達に過度に依存することにペナルティーを与える流動性規制の導入

B. グローバルな流動性基準の導入

34. 強固な自己資本規制が銀行セクターの安定に対する必要条件であるが、これのみでは十分ではない。頑健な監督基準を通じて補強された強固な流動性基盤も同等に重要である。しかしながら、現在まで、この分野に関して国際的に調和された基準は存在しない。それゆえバーゼル委は、国際的に調和されたグローバルな流動性基準を導入する。グローバルな自己資本基準と同様に、流動性基準は最低基準を構築し、各国が自国基準を競って引下げることが防ぎ国際的なレベル・プレイング・フィールドを促進するであろう。

35. 金融危機の初期の「流動性の段階」において、多くの銀行は適切な自己資本の水準を保ちつつも、流動性を慎重な方法で管理しなかったことから困難に直面した。金融危機によって、金融市場と銀行セクターが正常に機能するには流動性がいかに重要であるかが改めて認識された。金融危機以前、資産市場は活況を呈し、資金調達は低コストで簡単に行えた。市場の急変により、いかに急速に流動性が枯渇し、流動性不足が長期間に亘って継続するかが如実に示された。銀行システムは厳しいストレス下に置かれ、中央銀行がマネー・マーケットや場合によっては個別金融機関の機能までサポートすることを迫られた。

36. いくつかの銀行が経験した困難は、流動性リスク管理に関する基本原則を無視したことによるものである。これに対して、流動性の枠組みの基盤として、バーゼル委は2008年に「健全な流動性リスク管理およびその監督のための諸原則」を発出した⁷。本原則は資金流動性リスクに関するリスク管理と監督に関する詳細なガイダンスであり、銀行と金融監督当局がこれを完全に実施するならば、この分野に関するより良いリスク管理を促進することに役立つものである。それゆえバーゼル委は、銀行がこの基本原則を遵守するよう、金融監督当局による厳格なフォローアップをコーディネートする方針である。

37. これらの原則を補足する観点から、バーゼル委は資金流動性に関して2つの最低基準を構築することで、流動性の枠組みを強化してきた。追加的な流動性の枠組みの構成要素としては、クロスボーダー金融監督の一貫性を向上させる一連のモニタリング指標も存在する。

38. これらの基準は2つの独立した、しかしながら相互補完的な目的を達成するために開発が進められてきた。第一の目的は、1ヶ月間の重大なストレス・シナリオの下で生存するのに十分な質の高い流動性リソースを有していることを確保することに

⁷ 「www.bis.org/publ/bcbs144.htm」 参照。

より、銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な強靱性を促進することである。バーゼル委はこの目標を達成する観点から、流動性カバレッジ比率（LCR）を開発した。二つ目の目的は、銀行が現行の構造を保ちつつより安定的な資金調達ソースで資金調達を行う追加的なインセンティブを与え、長期的な時間軸での強靱性を促進することである。安定調達比率（NSFR）は1年間のタイム・ホライズンで資産・負債の持続可能な満期構造をもたらすよう開発されてきた。

39. これらの2つの基準は主に、国際的に「調和」された規定値による特定のパラメータにより構成されている。あるパラメータは国固有の条件を反映させる観点から各国裁量の要素も含んでいる。これらのケースでは、パラメータは透明性が高く、国内・国外の観点から透明性を確保するため、各国の規制において明確に定められることが必要。

1. 流動性カバレッジ比率

40. 流動性カバレッジ比率は、30日間にわたる潜在的な流動性崩壊への強靱性を増進することを企図している。同比率は、国際的に活動する銀行に対して、急激な短期ストレス・シナリオの下で直面する可能性のあるネット資金流出に対応するために十分な、処分に制約を受けない、高品質の流動性資産を保有させることに資する。特定のシナリオは、2007年から始まった世界的な金融危機において経験した状況を機に構築され、金融機関固有のショックとシステムミックなショックの双方が課される。同シナリオは、最悪シナリオではないものの、重大なストレスをとめない、以下を仮定する。

- 当該金融機関の外部信用格付の大幅な格下げ
- 預金の部分的流出
- 無担保ホールセール調達の喪失
- 有担保調達のヘアカットの大幅拡大
- デリバティブに係る担保追徴の増加、コミット済の信用供与や流動性供与を含む契約上、非契約上のオフバランスシート・エクスポージャーにおける多額の払出要求

41. 保有する高品質の流動性資産は、処分に制約を受けず、ストレス期間中も市場における流動性があり、理想としては、中央銀行の担保適格であるべき。

2. 安定調達比率

42. 安定調達比率は、銀行に対して、1年間にわたる資産の流動性プロファイルや、オフバランスシートの契約から生じる偶発的な流動性需要の潜在性に対して、安定的な資金調達源の最低量を要求する。同比率は、市場の流動性が潤沢な期間における短期のホールセール調達への過度な依存を制限し、オンバランス、オフバランス項目に

わたる流動性リスクについてより適切な評価を奨励することを目的とする。

3. モニタリング手法

43. 現在、監督当局は、銀行組織の流動性リスクや、マクロ健全性アプローチによる監督のための金融セクターを跨る流動性リスクについて、その概要をモニタリングするため、幅広い量的手法を利用している。2009年初旬に実施されたバーゼル委の委員に対する調査では、25以上の異なる指標や考え方が、世界中の監督当局によって利用されていることが明らかになった。バーゼル委は、国際的により一貫性を持たせるため、監督当局が利用すべき最低限の情報タイプとしてみなされる一連の共通指標を開発した。加えて、監督当局は、各国において特定のリスクを捕捉するための追加的な基準を利用することも可能である。モニタリング指標には、以下の項目を含むが、バーゼル委が一層の調査をするにつれて、さらに進化する可能性もある。特に、日中の流動性リスク管理に関しては、モニタリング手法に係るさらなる調査が実施されるであろう。

- (a) 契約上のマチュリティのミスマッチ：銀行の流動性需要の基本的側面の理解を深めるために、銀行は頻繁に契約上のマチュリティのミスマッチの評価を実施すべき。この指標は、契約上のコミットメントに係る当初の単純なベースラインを提供し、金融機関間の流動性リスクの概要を比較したり、潜在的な流動性需要が生じた場合に、銀行と監督当局にそれを強調するために有用である。
- (b) 調達集中度：本指標は、特定の取引相手、手段、通貨によって提供されたホールセール調達への集中度の分析を伴う。ホールセール調達の集中度をカバーした手法は、一つ以上の資金調達源から資金が引出される事態に当たって生じる資金調達に係る流動性リスクの程度に関する監督当局の評価を促進する。
- (c) 処分上制約のない資産：本指標は、銀行が保有する、市場または中央銀行の平常枠における有担保調達の担保として潜在的に利用可能な、処分に制約のない資産の額を測定する。この指標は、ストレス状況において調達能力を喪失する可能性に留意しつつも、銀行（と監督当局）に追加的な有担保調達を行う潜在的な能力を認知させるもの。
- (d) 通貨別安定調達比率：外国為替リスクは流動性リスクの構成要素であると認識し、銀行の通貨エクスポージャーの傾向や全体的な水準を監視、管理するために、各単一通貨別の安定調達比率も評価すべき。
- (e) 市場関連モニタリング手法：流動性に係る潜在的な問題に関する即時データの情報源を保有するため、モニタリングに役立つデータには、資産価格と流動性に係る広範な市場データ、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）や株価といった金融機関に関連した情報、様々なホールセール市場における金融機関の調達能力や調達可能な価格に関連した金融機関特有の追加情報を含む。

C. 経過措置

44. バーゼル委は、銀行セクターが、経済に対する貸出支援を行う一方で、合理的な利益留保や資本調達を通じて、より高い資本基準を充足できるように、新基準を導入するための経過措置を導入する。経過措置は、バーゼルⅢ流動性テキスト文書で記述されており、本文書の付属文書4で要約されている。

45. 2011年に開始する観察期間の後、流動性カバレッジ比率は、2015年1月1日に導入される。安定調達比率は、2018年1月1日までに最低基準へと移行する。バーゼル委は、移行期間中、これらの比率をモニタリングするため、厳格なレポーティング手続きを導入するほか、意図せぬ結果に必要なに応じて対処しつつ、これらの基準が金融市場や信用拡大、経済成長に与える示唆について、見直しを継続する。

46. 流動性カバレッジ比率と安定調達比率は両方とも、観察期間の対象となり、あらゆる意図せぬ結果に対処するための見直し条項が含まれる。

D. 適用範囲

47. 本文書における最低所要資本の適用は、バーゼルⅡの枠組みのパートI（適用範囲）で示される既存の適用範囲に従う。⁸

⁸ 2006年6月付け バーゼル委「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」参照（以下、「バーゼルⅡ」または「バーゼルⅡの枠組み」）。

Part1: 最低所要自己資本とバッファー

世界の銀行システムは、質の高い資本が十分な水準にない状況で危機に突入した。今回の危機はまた、各国で資本の定義が異なることや、本来であれば、市場が各国を跨って資本の質を十分に評価・比較することを可能としたであろう情報開示が欠如していたことも露呈した。新しい資本の定義の鍵となる要素は、銀行自己資本において最も質の高い構成要素である普通株式に、より大きな焦点を当てていることである。

I. 資本の定義

A. 資本の構成要素

資本の構成要素

49. 規制資本全体は、以下の要素の合計により構成される。

1. Tier 1 資本（事業継続ベースの自己資本）

a. 普通株等Tier1（Common Equity Tier 1）

b. その他Tier1

2. Tier2資本（破綻時を想定した自己資本）

上記の3つの各分類（1a、1b、および2）について、該当分類への算入に当たって調達商品が満たさなければならない基準がある。⁹

算入上限と最低基準

50. 上記のすべての構成要素は関連する規制上の調整項目適用後のものとし、かつ以下の制約を受ける。（付属文書1も参照のこと）

- 普通株等Tier1は、いずれの時点においても少なくともリスクアセットの4.5%としなければならない。
- Tier1資本は、いずれの時点においても少なくともリスクアセットの6.0%としなければならない。
- 総自己資本（Tier1資本+Tier2資本）は、いずれの時点においても少なくともリスクアセットの8.0%としなければならない。

B. 詳細な提案

51. 本セクションを通じて、「銀行」は銀行単体、銀行グループ、あるいは資本が測定されているその他の事業体（例えば、持株会社）を意味する。

⁹ 2010年8月の市中協議文書「銀行の実質的な破綻状態における規制資本の損失吸収力を確保するための提案」で示され、バーゼル委による2010年10月19日および2010年12月1日付プレスリリースに記載されているとおり、バーゼル委はその他Tier1およびTier2資本の追加的な算入基準の最終版をまとめている。出来上がり次第、本規制枠組みに追加的な基準が加えられる。

1. 普通株等Tier1

52. 普通株等Tier1は、以下の要素の合計で構成される。

- 銀行により発行された普通株式で、規制上の資本として普通株式に区分されるための基準を満たすもの（または、非株式会社形態の会社は同等物）
- 普通株等Tier1に含まれる調達商品の発行により生じる株式払込剰余金（資本剰余金）
- 内部留保
- その他の包括利益累計額およびその他公表準備金¹⁰
- 銀行の連結子会社が発行し第三者が保有する普通株式（すなわち少数株主持分）で、普通株等Tier1への算入基準を満たすもの。関連基準についてはセクション4を参照
- 普通株等Tier1の算出にあたり適用される規制上の調整項目

内部留保およびその他包括利益には、中間利益または損失が含まれる。各国当局は、適切な監査、検証、レビュー手続を検討することができる。配当は、適用される会計基準に従い普通株等Tier1から除かれる。少数株主持分の取扱いや普通株等Tier1の算出にあたり適用される規制上の調整項目は、別のセクションで述べられている。

銀行により発行される普通株式

53. 普通株等Tier1資本に含められる調達商品は、以下の基準のすべてを満たさなければならない。国際的に活動する銀行の大多数は株式会社形態¹¹であり、これらの銀行では普通株式のみがこれらの基準を満たさなければならない。普通株等Tier1の構成要素の一部として、銀行が無議決権普通株式を発行する必要がある稀な場合には、かかる無議決権普通株式は、議決権がないということ以外では、その銀行が発行した議決権のある普通株式とすべての点において同じでなければならない。

¹⁰貸借対照表上に認識された未実現損益を普通株等 Tier1 から除くという調整はない。未実現損失の取扱いはパラグラフ 94(c)および(d)で提示される経過措置に従う。バーゼル委は、会計枠組みの進展を考慮しつつ、未実現利益の適切な取扱いを引続き検討する。

¹¹株式会社は、上場されているかいないかにかかわらず、普通株式を発行している会社と定義される。国際的に活動している銀行の大多数は株式会社形態を採っている。

規制上の資本として普通株式に区分されるための基準¹²

1. 銀行の清算において最も劣後する請求権を表す。
 2. 清算時において、すべての優先請求権に対する弁済が行われた後に、資本の持分に応じて残余財産に対する請求権を持つ（すなわち、固定あるいは上限付きの請求権ではなく、可変かつ無制限の請求権を持つ）。
 3. 元本の返済期限はなく、清算時を除いて償還されない（任意の買戻しや関連する法で認められた資本を効果的に減少させる他の裁量手段は除く）。
 4. 銀行は、発行時において、調達商品が将来買戻され、返済され、あるいは解約されるという期待を全く生じさせないようにする。また法規や契約条項がそのような期待を生じさせない。
 5. 分配は分配可能額（内部留保を含む）から行う。分配の水準は、発行時の払込金額とは無関係である。また、（銀行が、分配可能額を超えて分配できないことを除き）契約上の上限は設定されていない。
 6. 分配が義務となるような状況は存在しない。したがって、支払いが行われないことが、債務不履行の事由とはならない。
 7. 分配は、すべての法的・契約上の義務が履行され、より弁済順位の高い資本調達商品に関する支払いが行われた後に初めて行われる。このことは、最も質の高い発行済み資本として分類される他の要素に関するものも含めて、優先的な分配はないことを意味する。
 8. 損失が発生した場合に、最初にかつ最も大きな割合で損失を負担する発行済み資本である¹³。最も質の高い資本の中では、各調達商品は比例的に、かつ、他の調達商品と公平に、事業継続ベースを前提にして損失を吸収する。
 9. 払込金額は、貸借対照表上の債務超過を判定する際には自己資本と認識される（すなわち、負債とは認識されない）。
 10. 払込金額は、関連する会計基準の下で株主資本として分類される。
 11. 直接発行され、払込済みであり、銀行が調達商品の購入に必要な資金を、直接的にあるいは間接的に提供することを行っていない。
 12. 払込金額は、担保権により保護されず、また発行体あるいは関係者¹⁴による保証も付されていない。あるいは、法的あるいは経済的に債権の優先度を高めるような他の取り決めに服していない。
-

¹²本分類は、相互形態、組合形態の組織、あるいは貯蓄組合のような非株式会社形態の会社にも、その独自の組織構造や法体系を考慮しつつ適用される。基準の適用によって、資本の質において損失吸収力について普通株式と同等であると見なされることが要求され、調達商品の質を維持することになる。かかる資本は、市場がストレス下にあっても、銀行が企業として存続できないというような状況を生み出すことはない。各銀行監督当局は、基準の一貫性のある適用を実現するため、基準が非株式会社形態の会社にどのように適用されているかについて情報交換を行う。

¹³ある資本調達手段が恒久的な元本削減条項を備えていた場合であっても、本基準は普通株式によってなお満たされなければならない。

¹⁴関係者には、親会社や兄弟会社、子会社、その他関連会社も含まれる。持株会社は、連結銀行グループを形成しているかにかかわらず、関係者となる。

13. 発行銀行の所有者（株主）の承認によってのみ発行される。かかる承認は、所有者から直接受けるか、適用される法律により認められれば、取締役会あるいは所有者から権限を授けられた者から受ける。

14. 銀行の貸借対照表において、明瞭かつ個別に開示される

2. その他Tier1資本

54. その他Tier1資本は以下の要素の合計で構成される。

- 銀行によって発行されたその他Tier1資本の算入基準を満たす調達商品（普通株等Tier1の算入基準は満たさない）
- その他Tier1資本に含まれる調達商品の発行により生じた株式払込剰余金（資本剰余金）
- 銀行の連結子会社が発行し、第三者が保有する調達商品であり、その他Tier1資本の算入基準を満たし、普通株等Tier1資本の算入基準を満たさないもの。関連基準については第4項を参照。
- その他Tier1資本の算出にあたり適用される規制上の調整項目

連結子会社から発行された調達商品の取扱いと、その他Tier1資本の算出において適用される調整項目は、別セクションで対処される。

銀行が発行するその他Tier1の基準を満たす調達商品

55. 以下では、調達商品がその他Tier1資本に算入されるために満たすべき、あるいは上回るべき最低限の基準を提示することにする。

その他Tier1資本の算入基準

1. 発行され、かつ払込済である。
 2. 銀行の預金者、一般債権者および劣後債務に劣後する。
 3. 払込金額は、担保権により保護されず、また発行体あるいは関係者による保証も付されていない。あるいは、銀行の債権者との関係において、法的あるいは経済的に請求権の優先度を高めるような他の取り決めに服していない。
 4. 元本の返済期限はない。すなわち、返済日はなく、ステップアップ条項や、その他の償還するインセンティブもない。
 5. 最低5年経って初めて、発行体によって償還（コール）が可能である。
 - a. コール・オプションを行使するためには、銀行は監督当局の事前承認を受けなければならない。
 - b. 銀行は、コールが行使されるという期待を生起させるような行動は一切行ってはならない。
 - c. 銀行は、以下に該当しない限り、コールを行使してはならない。
 - i. コールされた調達商品を、同質あるいはより質の高い資本に入れ替えるものであること。かかる資本の入れ替えは、当該銀行の収益力からみて持続可能であるという条件の下でなされるものとする¹⁵。または、
 - ii. 銀行は、コール・オプションが行使された後も、銀行の資本の状況が最低自己資本基準を優に上回っていることを示すこと¹⁶
 6. いかなる元本の返済（例えば、買戻あるいは償還）も、監督当局の事前承認を受けなければならない。銀行は、監督当局の承認を受けられることを前提とすべきではないし、またそのようなことを市場に期待させるべきではない。
 7. 配当／クーポンの裁量
 - a. 銀行は、分配と支払いを中止する完全な裁量を常に保持しなければならない¹⁷。
 - b. 任意の支払いの中止は、債務不履行の事由とはならない。
 - c. 銀行は、期限到来による義務を履行するため、中止した支払金に自由にアクセスできなければならない。
 - d. 分配と支払いの中止は、普通株主への分配に関連するものを除き、銀行に制約を課すものであってはならない。
 8. 配当／クーポンは分配可能額から支払われなければならない。
-

¹⁵ 入れ替え発行は、同時であってもよいが、調達商品がコールされた後であってはならない。

¹⁶ 最低自己資本水準は、規制当局が規定する最低所要水準を参照する。これはバーゼルⅢが第一の柱で要求する最低水準より高い可能性がある。

¹⁷ 分配と支払いを中止する完全な裁量の帰結として、「配当プッシャー条項」は禁止される。配当プッシャー条項の付与された調達商品は、発行銀行に対し、他の（典型的には当該商品に劣後する）資本調達商品または株式に対して支払いを行った場合、配当／クーポンを支払う義務を負わせる。かかる義務は完全な裁量という要件と矛盾する。加えて、「分配と支払いの中止」条項は、これらの支払義務を消滅させるものである。したがって、銀行に対して現物払による分配と支払を要求するような特徴は、認められない。

-
9. 調達商品は、信用リスクに左右されて配当が決まるといような特徴、すなわち、全体として、あるいは部分的にも、銀行組織の現在の信用状態にもとづき、定期的に配当／クーポンの額が再設定されるという特徴を備えることはできない。
-
10. 調達商品は、貸借対照表テストが、適用される国の破産法の一部を形成する場合、債務超過に寄与するものであってはならない。
-
11. 負債として分類される調達商品は、元本の損失吸収を、以下のいずれかを通じてなされなければならない。
- (i) 客観的な事前に特定したトリガー・ポイントにおける普通株式への転換。または、
 - (ii) 事前に特定したトリガー・ポイントにおいて、元本削減により損失を当該調達商品に割振る仕組み。元本削減は以下の効果をもたらす。
 - a. 清算において、調達商品の返済請求を減少させる。
 - b. コールが行使された場合、返済額を減少させる。
 - c. 調達商品のクーポン／配当支払いの一部または全部を減少させる。
-
12. 銀行または銀行が支配力ないしは重要な影響を行使できる関係者が、調達商品を購入していないほか、銀行が調達商品の購入に必要な資金を、直接的にあるいは間接的に提供することも行っていない。
-
13. 調達商品は、特定の期間において新しい調達商品が低い価格で発行された場合、発行体が投資家に対して補償しなければならないという条件など、資本再構築を妨げるような特徴を有し得ない。
-
14. 調達商品が連結グループ内の事業体あるいは持株会社によって発行されない場合（例えば、特別目的事業体—SPV が発行した場合）には、その他Tier1（Tier 1の追加的な事業継続ベースの自己資本）に算入するために必要な基準を満たし、あるいは上回るような形で、連結グループ内の事業体¹⁸あるいは持株会社がすべての払込金を制限なしに直ぐに利用できなければならない。
-

その他Tier1資本に含まれる調達商品の発行による株式払込剰余金（資本剰余金）

56. 普通株等Tier1に含まれない株式払込剰余金（すなわち資本剰余金）は、それを生じさせた株式がその他Tier1に含めることが認められた場合、その他Tier1資本に含まれることが許される。

3. Tier 2資本

57. Tier2資本は、以下の要素の合計で構成される。

- 銀行によって発行されたTier2資本の算入基準を満たす調達商品（Tier1資本の算入基準は満たさない）
- Tier2資本に含まれる調達商品の発行により生じた株式払込剰余金（資本剰余金）

¹⁸ 事業体とは、それ自体で利益を得ることを意図して顧客と商取引を行うために設立されたものをいう。

- 銀行の連結子会社が発行し、第三者が保有する調達商品で、Tier2資本の算入基準を満たし、Tier1資本の算入基準を満たさないもの。関連基準については、セクション4を参照
 - パラグラフ60および61で規定される特定の貸倒引当金
 - Tier2資本の算出において適用される規制上の調整項目
- 銀行の連結子会社から発行された調達商品と、Tier2資本の算出において適用される調整項目の取扱いは、独立したセクションで述べられている。

銀行によって発行された、Tier2基準を満たす調達商品

58. Tier2の目的は、破綻時ベースでの損失吸収力を提供することにある。この目的にもとづき、以下に、調達商品がTier2資本に算入されるために満たすべき、あるいは上回るべき最低限の基準を提示することにする。

Tier 2 資本の算入基準

1. 発行され、かつ払込済みである。
 2. 銀行の預金者、一般債権者に劣後する。
 3. 担保や発行体あるいは関係者による保証が付されていない。あるいは、銀行の預金者および一般債権者との関係において、法的あるいは経済的に債権の優先度を高めるような他の取り決めに服していない。
 4. 返済期限
 - a. 当初の残存期間は最低5年である。
 - b. 満期前の残存5年間における規制資本は、毎年定額（同額）償却される。
 - c. ステップアップ条項や、その他の返済のインセンティブは存在しない。
 5. 最低5年経って初めて、発行体による償還（コール）が可能である。
 - a. コール・オプションを行使するためには、銀行は監督当局の事前承認を受けなければならない。
 - b. 銀行は、コールが行使されるという期待を生起させるようなことは一切行ってはならない¹⁹。
 - c. 銀行は、以下に該当しない限り、コールを行使してはならない。
 - i. コールされた調達商品を同質の、あるいはより質の高い資本に入れ替えるものであること。かかる資本の入れ替えは、銀行の収益力が維持されるという条件の下でなされるものとする²⁰。
 - ii. 銀行は、コール・オプションが行使された後も、銀行の資本の状況が最低自己資本水準を優に上回っているということを示せること²¹。
-

¹⁹ 5年経過後かつ償却期間開始より前のコール・オプションは、銀行が当該時点でコールが行使されるという期待を生起させるようなことを一切行っていない限り、償還するインセンティブとはみなされない。

-
6. 投資家は、破産や清算の際を除いて、将来予定された支払い（クーポンあるいは元本）を早める権利を持ち得ないということではなければならない。
-
7. 調達商品は、信用リスクに左右されて配当が決まるというような特徴、すなわち、全体として、あるいは部分的にも、銀行組織の現在の信用状態にもとづき、定期的に配当／クーポン水準が再設定されるというような特徴を備えることはできない。
-
8. 銀行または銀行が支配力ないしは重要な影響を行使できる関係者が、調達商品を意図的に購入していない。あるいは、銀行が直接的に、あるいは間接的に調達商品の購入に必要な資金を提供していない。
-
9. 調達商品が連結グループ内の事業体²²あるいは持株会社によって発行されない場合（例えば、特別目的事業体—SPV が発行した場合）には、Tier2資本に算入するために必要な基準を満たし、あるいは上回るような形で、連結グループ内の事業体あるいは持株会社がすべての払込金を制限なしに直ぐに利用できなければならない。
-

Tier2資本に含まれる調達商品の発行により生じた株式払込剰余金（資本剰余金）

59. Tier1に含まれない株式払込剰余金（すなわち資本剰余金）は、株式払込剰余金を増加させた株式をTier2資本に含めることが認められた場合のみ、Tier2資本に含めることが許される。

一般引当金/一般貸倒引当金(信用リスクにかかる標準的手法採用行)

60. 将来すなわち現時点では未確定の損失に備えた引当金または貸倒引当金、については、顕在化した損失に対し自由に充当することができるため、Tier2に含めることが妥当。特定のアセットまたは負債の信用状態の悪化に起因した引当金については、個別またはグループ化されているかどうかによらず、除外されるべき。さらには、Tier2に算入可能な一般引当金/一般貸倒引当金については、標準的手法により算定される信用リスクアセットの最大1.25%を上限とする。

内部格付手法の下での適格引当金合計の超過額

61. 期待損失額合計が適格引当金合計より少ない場合、「2006年6月バーゼルⅡ包括版」の paragraph 380から383で説明されるとおり、銀行はその差異を、内部格付手法で算定される信用リスクアセットの0.6%を上限として、Tier2資本として考慮することができる。各国裁量により、0.6%より低い上限設定も適用され得る。

²⁰ 入れ替え発行は、同時であってもよいが、調達商品がコールされた後であってはならない。

²¹ 最低自己資本水準は、バーゼルⅢが第一の柱で要求する最低水準より高い可能性がある、規制当局が規定する最低所要水準を参照する。

²² 事業体とは、それ自体で利益を得ることを意図して顧客と商取引を行うために設立されたものをいう。

4. 少数株主持分（非支配持分）および連結子会社によって発行され、第三者が保有するその他の自己資本

連結子会社によって発行された普通株式

62. 銀行の完全連結子会社による普通株式の発行に伴って生じる少数株主持分は、以下の場合に限り、普通株等Tier1に算入することができる：(1)少数株主持分を生じさせた資本が銀行によって発行されたものであれば、規制自己資本の観点から普通株式と分類されるためのすべての基準を満たしていること、かつ(2)当該資本を発行した子会社自身が銀行であること²³24。上記の基準を満たし、連結普通株等Tier1に算入される少数株主持分の金額は以下のように計算される：

- 上記の2つの基準を満たす少数株主持分の合計額から、子会社の余剰普通株等Tier1のうち少数株主に帰属する金額を差し引く。
- 子会社の余剰普通株等Tier1は、子会社の普通株等Tier1から次のいずれか低い方を差し引いて算出される：(1)子会社の最低所要普通株等Tier1プラス資本保全バッファ（＝リスクアセットの7.0%）、または(2)連結ベースの最低所要普通株等Tier1プラス資本保全バッファ（＝連結ベースのリスクアセットの7.0%）のうち子会社に関連する部分。
- 少数株主に帰属する余剰普通株等Tier1の金額は、余剰普通株等Tier1に、普通株等Tier1のうち少数株主が保有するパーセンテージを乗じることによって計算される。

連結子会社によって発行されたTier1適格資本

63. 銀行の完全連結子会社によって外部投資家に対して発行されたTier1資本は（パラグラフ62に定められた金額を含む）、当該証券が銀行によって発行されたものであれば、Tier1資本としての分類基準をすべて満たしているであろう場合に限り、Tier1資本に算入することができる。Tier1に算入可能なそれら資本の金額の計算は、以下のとおり：

- 外部に対して発行された子会社のTier1総額から、子会社の余剰Tier1のうち外部投資家に帰属する金額を差し引く。
- 子会社の余剰Tier1は、子会社のTier1から次のいずれか低い方を差し引いて計算される：(1)子会社の最低所要Tier1プラス資本保全バッファ（＝リスクアセットの8.5%）、または(2)連結ベースの最低所要Tier1プラス資本保全バッファ（＝連結ベースのリスクアセットの8.5%）のうち子会社に関連する部分。

²³ 本章では、銀行と同様の最低健全性基準および同程度の監督に服するあらゆる機関を銀行と見なすことが可能。

²⁴ 親銀行または関連会社が、SPV、その他ビークル等の利用にかかわらず、子会社の少数持分投資を直接的ないしは間接的に拠出する何らかの取り決めを行っている場合には、銀行子会社における少数株主持分は親銀行の普通株等からは厳格に除外される。したがって、上記の取扱いは、銀行子会社の全ての少数株主持分が当該子会社に対する真の第三者による普通株出資のみで構成される場合に厳に限定される。

- 外部投資家に帰属する余剰Tier1の金額は、余剰Tier1に外部投資家が保有しているTier1の割合を乗じることによって計算される。

その他Tier1に算入されることになるこのTier1資本の金額は、パラグラフ62に規定された普通株等Tier1に算入される金額を除外するものとなる。

連結子会社によって発行されたTier1およびTier2適格自己資本

64. 銀行の完全連結子会社によって外部投資家に発行された（パラグラフ62および63の金額を含む）総資本（すなわち、Tier1およびTier2資本）：は、当該総資本が銀行によって発行されたものであれば、Tier1ないしはTier2資本の分類基準をすべて満たしているであろう場合に限り、総資本に算入することができる。連結ベースの総資本に算入される規制資本の額は以下のように計算される：

- 子会社が外部に対して発行した総資本から、子会社の余剰総資本のうち外部投資家に帰属する金額を差し引く。
- 子会社の余剰総資本は、子会社の余剰総資本から、次のいずれか低い方を差し引いて計算される：(1)子会社の最低所要総資本プラス資本保全バッファ（＝リスクアセットの10.5%）、または(2)連結ベースの最低所要総資本プラス資本保全バッファ（＝連結ベースのリスクアセットの10.5%）のうち子会社に関連する部分。
- 外部投資家に帰属する余剰総資本の金額は、余剰総資本に外部投資家が保有する自己資本の割合を乗じることによって計算される。

Tier2に算入されることになるこの総資本の金額は、パラグラフ62に規定された普通株等Tier1に算入される金額およびパラグラフ63に規定されたその他Tier1に算入される金額を除外するものとなる。

65. 資本が特別目的事業体（SPV）を通じて外部に発行されているケースでは、それらはすべて普通株等Tier1に算入することはできない。しかしながら、それら資本がその他Tier1またはTier2に関連するすべての算入基準を満たしており、かつSPVの資産がそれらすべての関連する算入基準（その他Tier1については14の基準、Tier2については9の基準に規定されるとおり）に合致またはそれを超過している形態での銀行自己資本に対する投資のみによって構成されている場合に限り、それらの資本は連結ベースでのその他Tier1またはTier2には算入することが可能であり、銀行本体が直接外部に対して資本を発行したものとして取り扱われることができる²⁵。資本が銀行の完全連結子会社によってSPVを通じて外部に発行されているケースにおいては、それらの資本は、本パラグラフの定めに従って、子会社自身が直接外部に発行したものとして取り扱われ、パラグラフ63および64における規定に沿って銀行連結ベースでのその他Tier1ないしはTier2に算入することができる。

²⁵ SPV のオペレーションに関連する資産については、ごく小額であれば本規定からは除外される。

5. 規制上の調整項目

66. このセクションでは、規制自己資本に適用される規制上の調整項目について規定する。多くの場合においてこうした調整項目は普通株等Tier1の計算に適用される。

のれんおよびその他の無形資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスを除く）

67. のれんおよびその他のすべての無形資産は、連結規制監督の対象外の銀行、金融機関、保険会社の資本に対する重要な投資の評価に伴うあらゆるのれんを含め、普通株等Tier1の計算から控除されなければならない。モーゲージ・サービシング・ライセンスを除き、無形資産が適切な会計基準の下で減損もしくは認識中止となった場合に消滅することとなるあらゆる関連繰延税金負債との相殺後の金額すべてを控除しなければならない。モーゲージ・サービシング・ライセンスに関する控除額については、後段に定める限度額控除の規定において言及される。

68. 監督当局の事前の承認にもとづき、ローカル会計基準に準拠する銀行については、どの資産を無形資産と分類し、控除対象とすべきかを判断する際に、IFRSの無形資産の定義を活用することを認める。

繰延税金資産

69. 銀行の将来の収益状況に応じて実現する繰延税金資産（DTA）は、普通株等Tier1の計算から控除されることとなる。繰延税金資産とそれに付随する繰延税金負債（DTL）のネッティングについては、DTAとDTLが同一の税務当局によって課される税金に関連しており、かつ税務当局によって相殺が認められている場合に限り、許容される。DTAが一時的な差異（例えば、貸倒引当金等）によるものである場合には、控除すべき金額は、後段の「限度額控除（threshold deductions）」に規定されるとおりとなる。未使用の欠損金や税額控除の繰り越しなどといった営業損失に絡むものなどを始めとするその他すべてのDTAは、上記のとおりDTLとのネッティング後全額が控除される。DTAに対してネッティングを許容されるDTLは、すでにのれん、無形資産および確定給付年金資産の控除に対してネッティングされた金額を除外しなければならない。限度額控除および全額控除双方のDTAとの間でプロラタ・ベースで割り当てなければならない。

70. 税金の過払い（overinstallment）や一部地域で認められる現行年度の欠損金の過年度への繰り戻しは、政府または地方税務当局に対するの請求権または受取債権の発生に繋がることになる。それらの金額は、会計基準上、当期の税金資産として分類されることが一般的。そうした債権の回収は銀行の将来の収益状況に依存するものではなく、適切なソブリン・リスクウェイトの割り当てを行うこととなる。

キャッシュ・フロー・ヘッジの準備金

71. バランスシート上公正価値評価されていない項目のヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジの準備金（予想キャッシュ・フローを含む）は、普通株等Tier1の計算において除外されるべきである。これはすなわち、残高がプラスならば控除し、マイナスならば足し戻すことを意味する。

72. この取り扱いは、健全性の観点から認識中止とすべきキャッシュ・フロー・ヘッジのリザーブ項目を特定するもの。この場合、リザーブは全体像の半分のみを反映しているものであるため（デリバティブの公正価値のみであって、ヘッジ対象となる将来のキャッシュ・フローの公正価値の変化ではない）、こうした措置によって、普通株等における人為的なボラティリティに繋がる項目を取り除くことができる。

期待損失に対する引当額の不足部分

73. IRB手法の下での期待損失に対する引当不足に関連する資本控除は、普通株等Tier1の計算において行われるべき。全額が控除されるべきであり、引当を期待損失の水準まで引き上げる場合に生じることが見込まれる税効果によって減額されるべきではない。

証券化取引にかかる売却益

74. 売却益によって生じる将来利鞘収入（FMI）に代表される証券化取引から生じる資本勘定の増加は、普通株等Tier1の計算から除外しなければならない。

公正価値評価される金融負債における自らの信用リスクの変化に伴う累積的利益および損失

75. 普通株等Tier1の計算において、銀行自身の信用リスクの変化に起因する負債の公正価値の変動によって生じる未実現損益はすべて除外されなければならない。

確定給付年金資産および負債

76. バランスシートに記載される確定給付年金負債は、全額を普通株等Tier1の計算に含めなければならない（すなわち、普通株等Tier1はそれら負債の除外によって嵩上げされることはできない）。バランスシート上の資産となる各確定給付年金基金について、当該資産は、会計上それら資産が減損または認識中止となった場合に消滅することとなるすべての関連繰延税金負債と相殺のうえで普通株等Tier1の計算上控除されなければならない。年金基金の資産で銀行が無制限かつ自由にアクセスできるものについては、当局による承認の下で控除部分と相殺することができる。それら相殺に使われる資産には、銀行が直接本体で保有する場合に割り当てられるであろうリスクウェイトを付与しなければならない。

77. この取り扱いは、年金基金から生じる資産は、銀行の預金者およびその他の債権者の保護のために引き出し、活用できる性質のものではないという懸念に対処するもの。すなわち、その価額はすべて、将来の基金への支払金額が減少することによって生じるということである。こうした措置は、もし銀行がそうした懸念に対し、年金基金から容易かつ迅速にそれら資産を引き出すことが可能であることを示すことができれば、銀行に対してそれら資産の控除額を削減することを可能にするものである。

自己株式への投資（金庫株）

78. 銀行の自己普通株式への投資は、直接保有・間接保有の別を問わずすべて普通株等Tier1の計算から控除される（会計上すでに控除されていない場合）。加えて、銀行が契約上購入義務を負う可能性のある自己株式もすべて普通株等Tier1の計算から控除しなければならない。この規定は、自己株式が銀行勘定で保有されるか、トレーディング勘定で保有されるかの別とは無関係に適用される。さらに：

- グロスのロング・ポジションは、同一の参照エクスポージャーについてのショート・ポジションと、当該ショート・ポジションにカウンターパーティリスクがない場合に限って、ネットティングのうえで控除することが可能。
- 銀行は、インデックス証券の持分をルック・スルーしたうえで自己株式へのエクスポージャーを控除しなければならない。ただし、インデックス証券の保有に伴って生じる自己株式へのグロス・ロング・ポジションは、同一のインデックスを参照するショート・ポジションから生じる自己株式へのショート・ポジションに対してネットティングすることが可能。その場合、ショート・ポジションはカウンターパーティリスクを伴う可能性がある（その場合には、適切なカウンターパーティリスク・チャージが課せられることとなる）。

こうした控除は、銀行の自己株式のダブルカウントを回避するために必要なものである。一部の会計基準は金庫株の認識を許容しておらず、それゆえ、この控除措置はバランスシート上での認識が許容されているケースのみに適用される。当該措置は、直接保有、インデックス・ファンドを通じた間接保有、そして自己株式購入の契約上の義務の結果として生じる将来の株式保有に伴って生じるダブルカウントを排除することを企図している。

上記と同様のアプローチに従って、銀行は、その他Tier1の計算においては自らのその他Tier1に対する投資分を、Tier2の計算においては自らのTier2に対する投資分をそれぞれ控除しなければならない。

銀行、金融機関、保険会社の資本の相互持合い

79. 銀行の資本勘定を人為的に嵩上げすることを目的とする資本の相互持合いは、全額控除される。銀行は、他の銀行、他の金融機関および保険会社の資本へのそうした投資について「コレスポンデンス・アプローチ (corresponding deduction approach)」を適用しなければならない。すなわち、銀行本体によって発行される場合に分類され

るであろう資本区分と同一の区分から控除されなければならないことを意味する。

規制上の連結対象外の銀行、金融機関および保険会社の資本への投資で、銀行が当該エンティティの発行済み普通株式の10%以上を保有していない場合

80. 本セクションに定められる規制上の調整措置は、規制上の連結対象外の銀行、金融機関および保険会社の資本への投資で、銀行が当該エンティティの発行済み普通株式の10%以上を保有していない場合に対して適用される。さらに：

- 対象となる投資は、資本の直接保有、間接保有²⁶およびシンセティック保有を含む。具体的には、銀行は資本保有の有無を把握するために、インデックス証券の保有をルック・スルーすべき²⁷。
- 銀行勘定、トレーディング勘定双方での保有が対象となる。資本には、普通株式およびその他すべての種類の現物およびシンセティック資本（例えば劣後債なども）が含まれる。含まれる対象は、ネットのロング・ポジションである（具体的には、ショート・ポジションの満期がロング・ポジションの満期とマッチするか、少なくとも1年の残余期間がある場合には、グロスのロング・ポジションから同一参照エクスポージャーのショート・ポジションをネットする）。
- 保有期間が5営業日以下の引受ポジションは対象外とすることが可能。ただし、保有期間5営業日超の引受ポジションは対象としなければならない。
- 銀行が投資しているエンティティの資本が、銀行の普通株等Tier1、その他Tier1もしくはTier2の基準を満たしていない場合には、当該資本は本規制上の調整において普通株式と見なすこととする²⁸。
- 銀行が、事前の監督上の承認を得て、破綻処理や問題金融機関（distressed institutions）の再編のための金融支援提供に関連して行う、一時的な投資を対象から除外することを許容するうえでは、各国の裁量が認められる。

81. 上に列挙されたすべての保有額の合計が、銀行の普通株等（本規制調整より前に規定されているその他すべての規制調整の適用後ベースで）の10%を超過する場合、10%を超過する部分は、コレスポンデンス・アプローチにもとづいて控除されなければならない。すなわち、銀行が本体で発行した場合に分類されたであろう資本区分と同一の区分から控除されなければならない。したがって、普通株等から控除される金

²⁶ 間接保有とは、直接保有分の価値が減少した場合に、その損失額とほぼ同水準の損失を銀行に及ぼすようなエクスポージャーないしはその一部のこと。

²⁷ インデックス証券の保有に伴う他の金融機関の資本への正確なエクスポージャーをルック・スルーし、かつモニタリングすることについて、銀行がオペレーション上の負担感が大きいと判断する場合、各国当局は、事前の監督上の承認により、銀行に対して保守的な推計値を使用することを許容しても良い。

²⁸ 規制対象の金融機関が発行した証券に対する投資であり、かつそれが当該金融機関の属するセクターにおける規制自己資本に算入されていない場合には、当該投資は控除を義務付けられるものではない。

額は、（上記のとおり）銀行の普通株等の10%を超過する持分全体の合計額を、資本保有額合計に対する普通株等保有のパーセンテージで乗じて計算されなければならない。これによって、資本保有全体に占める普通株等保有比率に対応する普通株等を控除することとなる。同様に、その他Tier1から控除される金額についても、（上記のとおり）銀行の普通株等の10%を超過する持分全体の合計額を、資本保有額合計に対するその他Tier1保有のパーセンテージで乗じて計算されなければならない。Tier2から控除される金額についても、（上記のとおり）銀行の普通株等の10%を超過する持分全体の合計額を、資本保有額合計に対するTier2保有のパーセンテージで乗じて計算されなければならない。

82. もし、コレスポンデンス・アプローチにおいて、銀行が、ある資本階層からの控除を要求され、その資本階層が控除を行うに十分な量を有していない場合、その不足分は、次の上位の資本階層から控除される（例：もし、ある銀行が、控除を行うのに十分なその他 Tier1 を有していない場合、不足分は普通株等 Tier1 から控除される）

83. 控除されない、閾値（threshold）を下回る額については、引き続きリスクウェイトにて計上される。したがって、トレーディング勘定中のものについては、市場リスク基準に従って取扱われ、銀行勘定中のものについては、内部格付手法もしくは標準的手法（何れか適用される方）に従って扱われる。リスクウェイトの適用のため、閾値を下回るものと閾値を上回るもの間で、保有額をプロラタ・ベースで割られる必要がある。

規制上の連結対象外にある銀行、金融機関、保険会社の自己資本に対する重要な投資
29

84. このセクションに記載される規制上の調整は、規制上の連結対象外にある銀行、金融機関、保険会社の自己資本への投資において、銀行が当該発行体の発行済み普通株式の10%を超える普通株式を保有している場合、もしくは、当該主体が銀行の関連会社³⁰である場合に適用される。加えて、

- 投資とは、直接的、間接的、シンセティックな資本調達手段の保有を含む。例えば、銀行は、資本の保有を決定するうえでは、インデックス証券を通じた保有についても、ルック・スルーする必要がある³¹。

²⁹ 規制上の連結対象外にある主体に対する投資とは、これまで全く連結されたことがないか、もしくは、グループの連結リスクアセットの算出に当該主体の資産が含まれるような格好で連結されたことがない主体に対する投資を指す。

³⁰ 銀行の関連会社とは、当該銀行を支配する、当該銀行に支配されている、もしくは当該銀行と共通の支配下にある会社、と定義される。企業の支配とは、(1)当該企業の、議決権付き証券のうち20%以上の議決権を所有、支配、もしくは保有すること、もしくは、(2)当該企業を財務報告目的で連結していること、と定義される。

³¹ もし銀行が、ルック・スルーを行い、インデックス証券の保有による他の金融機関への正確な

- バンキング勘定での保有とトレーディング勘定での保有の両方が含まれる。資本には、普通株と、その他すべてのタイプの現物・シンセティックの資本調達手段が含まれる（例：劣後債）。算入されるのは、ネット・ロング・ポジション（すなわち、グロス・ロング・ポジションに対して、ロング・ポジションの満期と合致しているか、少なくとも満期まで1年が残存している、同じエクスポージャーに対するショート・ポジションをネットティングしたもの）。
- 保有期間が5営業日（working days）以内の引受ポジションは除外できる。5営業日を越えて保有する引受ポジションは含めなければならない。
- もし、銀行が投資している、ある主体の資本調達手段が、当該銀行の普通株等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 の要件を満たさない場合、規制調整上の目的においては、当該資本は、普通株式と見なされる。³²
- 銀行が、事前の監督上の承認を得て、破綻処理や問題金融機関（distressed institutions）の再編のための金融支援提供に関連して行う、一時的な投資を対象から除外することを許容するうえでは、各国の裁量が認められる。

85. 上記に含まれるもののうち、全ての普通株式ではない投資は、コレスポネンス・アプローチに従って完全に控除されなければならない。すなわち、もしその証券が銀行自身によって発行されていた場合に当該証券が含まれることになる、同じ資本階層から控除されるべきであることを意味する。もし、銀行が、ある資本階層からの控除を要求され、その資本階層に控除を行うに十分な量を有していない場合、その不足分は、次の上位の資本階層から控除される（例：もし、ある銀行が、控除を行うのに十分なその他 Tier1 を有していない場合、不足分は普通株等 Tier1 から控除される）

86. 上記に含まれるもののうち、普通株式での投資については、次のセクションに記載されている上限の対象となる。

限度額控除 (Threshold deduction)

87. 全額控除に変えて、次の項目については、普通株等 Tier 1 を算出する際に、銀行の普通株等 Tier1（パラグラフ 67 から 85 に規定される全ての規制調整を適用した後）の 10%を上限として一部算入が認められる。

- パラグラフ 84 で言及された、連結対象外の金融機関（銀行、保険その他の金融機関）の普通株式への重要な出資

エクスポージャーをモニターすることが、実務上負担であると判断する場合、各国当局は、事前の監督上の承認を要件として、銀行が保守的な概算（conservative estimate）を行うことを許容しうる。

³² 規制対象の金融機関が発行した証券に対する投資であり、かつそれが当該金融機関の属するセクターにおける規制自己資本に算入されていない場合には、当該投資は控除を義務付けられるものではない。

- モーゲージ・サービシング・ライツ (MSRs) ; 加えて、
- 一時差異によって生じる繰延税金資産 (DTA)

88. 2013年1月1日を以って、銀行は、上記3つの合計で普通株等 Tier 1 (これらの項目の控除前ながら、普通株等 Tier 1 の算出時に適用されるその他全ての規制上の調整項目を適用した後) の 15%を超過する額を控除しなければならない。合計 15% 制限に含まれる項目については、完全な開示の対象となる。2018年1月1日を以って、15%制限の計算は、以下の取扱の対象となる。全ての規制上の調整項目を適用した後に引き続き算入される3つの項目の金額は、全ての規制上の調整項目適用後の普通株等 Tier1 の 15%を超過してはならない。付属文書2の例を参照。

89. 3つの項目で、普通株等 Tier1 から控除されないものについては、リスクウェイト 250%が適用される。

従前の基準における自己資本からの控除項目

90. バーゼル II 基準の下で 50%が Tier1 から控除され、50%が Tier2 から控除されていた (もしくは控除かリスクウェイト適用の選択権を有していた) 以下の項目については、1250%のリスクウェイトが適用される。

- 特定の証券化エクスポージャー
- PD/LGD アプローチ下での特定の株式エクスポージャー
- 非 DvP と非 Pvp 取引における未払/未引渡 ; 加えて、
- 事業会社への重要な出資

6. 開示上の基準

91. 規制自己資本の透明性の改善と市場規律の改善のために、銀行は以下の開示を求められる。

- 監査済み財務諸表における、規制資本の構成要素と貸借対照表との相違点の完全なる説明
- すべての規制上の調整項目と、パラグラフ 87 と 88 によって普通株等 Tier1 から控除しなかった項目の個別開示
- すべての算入限度と最低基準、およびそれぞれの算入限度と最低基準が適用されるプラスとマイナスの資本要素の明示
- 発行された資本調達手段の主な特徴の説明
- 規制資本の構成要素に関連する比率 (例えば、普通株等 Tier1 比率、コア Tier1 比率、有形普通株式比率) を開示する銀行は、かかる比率がどのようにして計算されたかの包括的な説明

92. また、銀行は、規制資本に含まれる全調達手段の発行条件のすべてをウェブサイ

ト上で開示しなければならない。バーゼル委員会は、より詳細な、第3の柱における開示基準を2011年中に発出する。

93. 移行期間中、銀行は、移行措置に関する条項によって便益を受けている資本構成要素を、資本調達手段や規制上の調整も含め、開示することが求められる。

C. 経過措置

94. 新基準の導入のための経過措置は、銀行セクターが実体経済への貸出を支えつつ、合理的な内部留保と増資によって、より高い自己資本基準を充足できることを確保することを助けるであろう。経過措置は、以下の内容を含む。

(a) メンバー国による国内実施は2013年1月1日に開始するものとする。メンバー国はこの日までに、当該ルールを国内法や規制として導入しなければならない。2013年1月1日より、銀行は、リスクアセット（RWAs）との対比で、以下の新しい最低基準を満たすことが求められる。

- 3.5% 普通株等Tier1／リスクアセット
- 4.5% Tier 1資本／リスクアセット
- 8.0% 総資本／リスクアセット

(b) 普通株等Tier1およびTier1資本の最低水準は、2013年1月1日から2015年1月1日の間に段階的に実施される。2013年1月1日に、普通株等Tier1の最低水準は現在の2%から3.5%に引き上げられる。Tier1資本の最低水準は4%から4.5%に引き上げられる。2014年1月1日には、銀行は普通株等Tier1で4%、Tier1で5.5%の最低水準を満たさなければならない。2015年1月1日には、銀行は普通株等Tier1で4.5%、Tier1で6%の最低水準を満たさなければならない。総資本の最低水準は現行の8%に留まることから、段階的実施の必要はない。8%の総資本最低水準とTier1資本の最低水準の差額はTier2またはそれ以上の資本形態で充足することができる。

(c) 規制上の調整項目（つまり、控除および監督上のフィルター）は、金融機関への重要な出資、モーゲージ・サービシング・ライセンスおよび一時差異に起因する繰延税金資産に関する総計で15%の上限を上回る金額を含め、2018年1月1日までに普通株等Tier1から全額控除される。

(d) 特に、規制上の調整は、2014年1月1日に普通株等Tier1より必要調整額の20%を控除することから始まり、以後、2015年1月1日に40%、2016年1月1日に60%、2017年1月1日に80%、そして2018年1月1日に100%に到達する。当該移行期間中は、普通株等Tier1から控除されない残りの部分は引き続き各国における現行の取扱いに従う。同様の移行方法がその他Tier1およびTier2資本からの控除にも適用される。具体的には、その他Tier1およびTier2資本に対する規制上の調整は、2014年1月1日に必要調整額の20%を控除することから始まり、以後、2015年1月1日に40%、2016年1月1日に60%、2017年1月1日に80%、そして2018年1月1日に100%

に到達する。当該移行期間中は、資本から控除されない残りの部分は引き続き各国における現行の取扱いに従う。

- (e) 子会社が発行し、第三者が保有している資本（例えば、少数株主持分）の取扱いについても段階的に導入される。そのような資本がパラグラフ63から65に従って資本の3つの構成要素のうちの一つに含めることができる場合には、2013年1月1日より資本に含められる。そのような資本が資本の3つの構成要素のいずれにも含めることができないが各国における現行の取扱いで資本に含められている場合には、2014年1月1日にその金額の20%を該当する資本の構成要素から除外し、以後、2015年1月1日に40%、2016年1月1日に60%、2017年1月1日に80%、そして2018年1月1日に100%に到達する。
- (f) 公的部門から注入された既存の資本は、2018年1月1日までグランドファザリングの措置（既存の取扱いを一定期間認める措置）となる。
- (g) その他Tier1またはTier2資本としての要件を満たさなくなる資本商品は、2013年1月1日より段階的に減額される。そのような商品の2013年1月1日時点の名目残高をベースとして、その（規制資本としての）認識の上限額は2013年1月1日より90%に設定され、その後毎年10%ポイントずつ減少する。この上限額はその他Tier1とTier2に対して別々に適用され、残存する、それぞれの算入基準を満たさない資本商品の合計額を参照する。ある資本商品の償還や資本としての認識の償却が2013年1月1日以降になされる限り、ベースとなる名目残高は減少しない。また、償還のインセンティブがある商品は、以下のように取り扱われる。
- 2013年1月1日より前に到来するコールおよびステップアップ条項（またはその他の償還インセンティブ）を有している資本商品については、実効満期日にコールされず、フォワード・ルッキング・ベースでTier1またはTier2の新しい算入基準を満たしている場合には、引き続きその資本の階層に算入される。
 - 2013年1月1日以降に到来するコールおよびステップアップ条項（またはその他の償還インセンティブ）を有している資本商品については、実効満期日にコールされず、フォワード・ルッキング・ベースでTier1またはTier2の新しい算入基準を満たしている場合には、引き続きその資本の階層に算入される。実効満期日より前は、「その他Tier1またはTier2資本としての要件を満たさなくなる資本商品」と考えられ、したがって2013年1月1日以降に段階的に減額される。
 - 2010年9月12日より2013年1月1日までに到来するコールおよびステップアップ条項（またはその他の償還インセンティブ）を有している資本商品については、実効満期日にコールされず、フォワード・ルッキング・ベースでTier1またはTier2の新しい算入基準を満たしていない場合には、2013年1月1日よりその資本階層では一切算入されない。
 - 2013年1月1日以降に到来するコールおよびステップアップ条項（またはその他の償還インセンティブ）を有している調達手段については、実効満期日にコールされず、フォワード・ルッキング・ベースでTier1またはTier2の新しい算入

基準を満たしていない場合には、実効満期日よりその資本階層では一切算入されない。実効満期日より前は「その他Tier1またはTier2資本としての要件を満たさなくなる資本商品」と考えられ、したがって2013年1月1日以降に段階的に減額される。

- 2010年9月12日より前に到来するコールおよびステップアップ条項（またはその他の償還インセンティブ）を有している資本商品については、実効満期日にコールされず、フォワード・ルッキング・ベースでTier1またはTier2の新しい算入基準を満たしていない場合には、「その他Tier1またはTier2資本としての要件を満たさなくなる資本商品」と考えられ、したがって2013年1月1日以降に段階的に減額される。

95. 普通株等Tier1としての算入基準を満たさない資本商品は、2013年1月1日以降、普通株等Tier1から除外される。しかし、以下の3つの条件を満たす資本商品は、パラグラフ94(g)で書かれたのと同じ期間に亘って段階的に減額される：(1)非株式会社（non-joint stock company³³）によって発行されていること、(2)現行会計基準の下で資本として取り扱われていること、および(3)当該国の現行の銀行法でTier1資本の一部として算入が無制限に認められていること。

96. 2010年9月12日前に発行された商品のみが上記の経過措置の対象となる。

II. リスクカバレッジ

A. カウンターパーティリスク

97. ベースとなる資本の質と水準の引上げに加え、すべての重要なリスクは資本管理の枠組みにて捕捉されていることを確保する必要がある。デリバティブ・エクスポージャーに加え、主要なオンおよびオフバランスシートリスクをとりもらしたことが、かつて金融危機を増幅する主要因となった。このセクションでは2013年1月1日より施行されるカウンターパーティリスクの枠組みへの変更を概括する。

1. カウンターパーティリスク、信用評価調整、誤方向リスクの修正されたよりよい対応指標

一般誤方向リスクをカバーする、ストレスパラメータを用いた実効 *EPE*

98. カウンターパーティリスク (CCR) 規制資本を計算するために内部モデル法 (IMM <期待エクスポージャー方式>) の使用認可を得ている銀行（以下「期待エクスポージャー方式採用行」）に対しこれらの変更を実施するため、バーセルIIの付属文書 4

³³ 非株式会社 (non-joint stock company) は議決権のある普通株を発行しないので、1998年のバーゼル委の合意文書ではTier1資本に含まれる適格商品として言及されていなかった。

のセクション5（期待エクスポージャー方式（IMM）：エクスポージャーの計測と最低要件）に新しいパラグラフ25(i)を挿入し、付属文書4の既存パラグラフ61を次のように改訂する。

25(i). パラグラフ105に定義されているカウンターパーティリスクのデフォルトリスク所要自己資本を計算するため、銀行は直近の市場データを用いた実効EPEにもとづいたポートフォリオレベルの所要自己資本（パラグラフ96-104のCVA資本賦課を含まない）とストレス勘案後実効EPEにもとづいたポートフォリオレベルの所要自己資本のうち大きい方を用いなければならない。ストレスの勘案は複数のカウンターパーティの全ポートフォリオについて一貫して整合しているべきである。直近の市場データによる実効EPEとストレス勘案後実効EPEの大きい方は、個別カウンターパーティベースに適用されるべきではなく、全ポートフォリオレベルで適用されるべきである。

61. ヒストリカル市場データを用いて実効EPEモデルが水準調整される場合、銀行はカレント・エクスポージャーを計算するために直近の市場データを用い、モデルのパラメータを推計するために少なくとも3年分のヒストリカルデータを使用しなければならない。あるいは、モデルのパラメータ推定には、インプライド・マーケットデータが使われるだろう。すべてのケースにおいて、四半期毎あるいは市場の状態によってはさらに頻繁にデータを更新しなければならない。ストレス勘案後実効EPEを計算するため、銀行はそのカウンターパーティの信用デフォルトスプレッドにストレスがかかった期間を含む3年間のデータの使用または、適切なストレス期のインプライド・マーケットデータの使用により、実効EPEを計算しなくてはならない。ストレス水準の適切性を評価するため、以下のプロセスが用いられる。

- 銀行は、取引されている信用スプレッドがあるカウンターパーティの代表を選択し、ストレス期間が、CDSスプレッドやその他信用スプレッド（ローンや社債スプレッド等）が増大した期間と一致することを少なくとも四半期毎に示さなくてはならない。銀行がカウンターパーティに関する十分な信用スプレッドデータを保有していない状況では、銀行は地域、内部格付、業種にもとづいて個々のカウンターパーティをそれぞれの信用スプレッドデータにマッピングするべきである。
- エクスポージャー・モデルは、ヒストリカルかインプライドかに関らず、信用ストレス期間から抽出したデータを使用し、そのようなデータを、直近のデータに対して実効EPEモデルの計測に使われる手法と一貫した手法で使用しなければならない。
- 実効EPEのストレス勘案の実効性評価のため、銀行が実際にさらされている主要なリスクファクターに対し脆弱な、いくつかのベンチマークポート

フォリオを設定しなければならない。これらのベンチマークポートフォリオのエクスポージャーは、(a)現在の時価、3年のストレス期間から抽出したストレス時ボラティリティ、ストレス時相関、およびその他関連するストレス時エクスポージャーのモデル入力値にもとづいた現在ポジションおよび(b)ストレス期間終了時点の時価、3年間のストレス期間から抽出した、ストレス時ボラティリティ、ストレス時相関、およびその他関連するストレス時エクスポージャーのモデル入力値にもとづいた現在ポジションを使用して計算されるべきである。当局は、これらのベンチマークポートフォリオのエクスポージャーが大きく乖離する場合、ストレス勘案度合いを修正するだろう。

CVA 損失リスクの資本構築

99. 債券相当アドオン方式の実施のため、バーゼルⅡの付属文書4に次の新たな節を追加する。付属文書4の параграф 96の後に新たな параграф (97-105)を挿入する。

Ⅷ.時価評価に伴うカウンターパーティリスク損失の取り扱い (CVA 資本賦課)

ー CVAリスク資本賦課

97. 信用リスクにおける標準的手法および内部格付手法 (IRB) にもとづいて決定される、カウンターパーティリスクに対するデフォルトリスク所要自己資本に加え、銀行は、予期しうる時価評価に伴うカウンターパーティリスク損失 (信用評価調整 (CVA) として知られている損失) を捕捉するため、資本賦課を追加しなければならない。CVA 資本賦課は、銀行がカウンターパーティリスクおよび個別金利リスクの所要自己資本を計算するために認可を受けている手法に従い、以下のとおり計算される。銀行は、(i) 中央清算機関 (CCP) 宛取引 および (ii) 当局が特にその CVA 損失が重要であるという決定をしない限り、証券金融取引 (SFT) を含める必要はない。

A. IMMの承認および債券の計算のための個別金利リスクVaRモデル³⁴の承認を受けている銀行：先進的CVAリスク資本賦課

98. カウンターパーティリスクのために期待エクスポージャー方式の承認を受けており、債券の個別金利リスク計測で市場リスク内部モデルを使用する承認を得ている銀行は、債券の VaR モデルを用いて、新しい параграф 102 および 103 に従う適格な CVA ヘッジとともにすべての OTC デリバティブ・カウンターパーティの CVA の信用スプレッドの変化によるインパクトをモデル化することにより、追加資本賦課を計算しなくてはならない。この VaR モデルはカウンターパー

³⁴ 「VaR モデル」市場リスクの内部モデル方式を参照。

ティの信用スプレッドの変化に制限されており、参照資産の価格、コモディティ、為替、金利デリバティブ等のその他の市場要素の変化による CVA の感応度をモデル化しない。銀行が CVA 決定のために使用する会計手法に依らず、それぞれのカウンターパーティへの CVA 資本賦課は、次の式にもとづいて計算されなければならない：

$$CVA = (LGD_{MKT}) \cdot \sum_{i=1}^T \text{Max} \left(0; \exp \left(-\frac{s_{i-1} \cdot t_{i-1}}{LGD_{MKT}} \right) - \exp \left(-\frac{s_i \cdot t_i}{LGD_{MKT}} \right) \right) \cdot \left(\frac{EE_{i-1} \cdot D_{i-1} + EE_i \cdot D_i}{2} \right)$$

ここで

- t_i は $t_0=0$ から i 番目の再計算期間
- t_T はカウンターパーティとのネットイングセットにおける契約上の最長マチュリティ
- s_i は、カウンターパーティのCVA計算に使用する、期間 t_i におけるカウンターパーティの信用スプレッドである。そのカウンターパーティのCDSスプレッドが入手可能な限り、使用しなければならない。CDSスプレッドが入手不可能である場合、銀行は、カウンターパーティの格付、業種および地域にもとづいた適切な代理スプレッドを用いなければならない。
- LGD_{MKT} はカウンターパーティのLGDであり、カウンターパーティの市場商品のスプレッドにもとづくべきである(あるいはカウンターパーティの市場商品のスプレッドが入手不可能な場合、カウンターパーティの格付、業種および地域にもとづいた適切な代理スプレッドにもとづくべきである)。この LGD_{MKT} は内部推計というより市場評価によることから、CVAリスク資本賦課の計算に入力される LGD_{MKT} は、IRBおよびCCRデフォルトリスク資本賦課のLGDとは異なることを認識すべきである。
- シグマ内の冒頭項は、 t_{i-1} から t_i の間に発生する市場インプライド限界デフォルト率の近似を示している。市場インプライドデフォルト率(リスク中立確率としても知られている)はデフォルトに対するプロテクションの買いの時価を示しており、一般的には現実世界のデフォルト率とは異なる。
- EE_i はパラグラフ30に定義されているとおり(規制上の期待エクスポージャー)、カウンターパーティの異なるネットイングセットのエクスポージャーが追加された場合、およびネットイングセット内の契約上の最長マチュリティにより個別ネットイングセットの最長マチュリティが与えられた場合における、再計算期間 t_i におけるカウンターパーティの期待エクスポージャーである。マージン取引に簡便方式(附属文書4のパラグラフ41)を用いている銀行はパラグラフ99が適用される。
- D_i は時点 t_i における無リスクディスカウントファクタで、 $D_0=1$ 。

99. パラグラフ98の式は、カウンターパーティのCVAリスク資本賦課を計算する際に、銀行が承認を受けた債券のVaRモデルへのすべてのインプットの基とならなければならない。例えば、承認を受けたVaRモデルが価格の完全再計算を前提としているなら、直接この式を用いなければならない。もし銀行が承認を受けたVaRモデルが特定の期間にて信用スプレッド感応度にもとづいているなら、それぞれの信用スプレッド感応度は次の式にもとづいていなければならない：³⁵

$$\text{Regulatory CS01}_i = 0.0001 \cdot t_i \cdot \exp\left(-\frac{s_i \cdot t_i}{LGD}\right) \cdot \left(\frac{EE_{i-1} \cdot D_{i-1} - EE_{i+1} \cdot D_{i+1}}{2}\right)$$

銀行が承認を受けたVaRモデルが信用スプレッド（上式の規制CS01）の平行シフトに信用スプレッド感応度を用いている場合、銀行は次の式を使用しなければならない：³⁶

$$\text{Regulatory CS01} = 0.0001 \cdot \sum_{i=1}^T \left(t_i \cdot \exp\left(-\frac{s_i \cdot t_i}{LGD}\right) - t_{i-1} \cdot \exp\left(-\frac{s_{i-1} \cdot t_{i-1}}{LGD}\right) \right) \cdot \left(\frac{EE_{i-1} \cdot D_{i-1} + EE_i \cdot D_i}{2}\right)$$

銀行が承認を受けたVaRモデルが信用スプレッドのシフトに対する2次感応度（スプレッドガンマ）を用いている場合、このガンマはパラグラフ98の式により計算されなければならない。

担保で保全されているOTCデリバティブに対して簡便方式（付属文書4のパラグラフ41）を用いている銀行は、一定のEE（期待エクスポージャー）を前提にパラグラフ98に従ってCVAリスク資本賦課を計算しなければならない。このとき、EEは(i) ネットイングセットの中の最長マチュリティの半分 および (ii) ネットイングセット内の全約定の想定元本加重平均マチュリティ のうちの最大値に等しいマチュリティで計測された実効EPEと同値に設定される。

業務の大部分について期待エクスポージャー方式の承認を受けているが特定の小さなポートフォリオについてCEM（カレント・エクスポージャー方式）あるいはSM（標準方式）を使用し、債券の個別金利リスクに関して市場リスク内部モデル使用の承認を受けている銀行は、特に当局がこれらの期待エクスポージャー方式を適用していないポートフォリオにパラグラフ104を適用すると決定しなければ、パラグラフ98に従ってこれらをCVAリスク資本賦課に含めなければならない。また、期待エクスポージャー方式に含まれないネットイングセットは、一定のEEを前提として先進的CVAリスク資本賦課に含まなければならない。このとき、EEは(i) ネットイングセットの中の最長マチュリティの半分および (ii) ネット

³⁵ この導出は期間 t_i 前後の正の限界デフォルト率を前提としている。

³⁶ この導出は正の限界デフォルト率を前提としている。

イングセット内の全約定の想定元本加重平均マチュリティのうちの最大値に等しいマチュリティでCEMあるいはSMにて計算されたEADと同値に設定される。期待エクスポージャー方式モデルが期待エクスポージャー特性を勘案しない場合、同様のアプローチがとられる。

特定のカウンターパーティのエクスポージャーについては、銀行の市場リスクVaRモデルがカウンターの発行する負債性商品の個別リスクを適切に反映できないことから、承認を受けた市場リスクVaRモデルは信用スプレッドの変化によるリスクを適切に反映できないかもしれない。そのようなエクスポージャーについては、銀行が先進的CVAリスク資本賦課を用いることは認められない。その代わりに、銀行はパラグラフ104の標準的方式を適用することにより、これらのエクスポージャーについてCVAリスク資本賦課を計算することを選択しなければならない。負債性商品の個別リスクにかかる当局承認を得たモデルにより計算されるカウンターパーティに対するエクスポージャーのみが先進的CVAリスク資本賦課に含まれる。

100. CVAリスク資本賦課は、ストレスVaRを含みIRC（追加的リスク賦課）を除いた、一般・個別両方の信用スプレッドリスクからなる。VaRの計数はパラグラフ718(Lxxvi)に記載された定量的基準に応じ定められる。したがって(i)非ストレスVaRの構成要素、ならびに(ii)ストレスVaRの構成要素の合計として決定される。

- i. 非ストレスVaRを計算する際は、期待エクスポージャーに対する直近のパラメータ水準を用いなければならない。
- ii. ストレスVaRを計算する際は、(付属文書4のパラグラフ61で定められるようにストレスエクスポージャーのパラメータ水準に従い) 将来のカウンターパーティEEプロファイルを用いなければならない。信用スプレッドパラメータに対するストレス期間は、エクスポージャーパラメータの算出に用いられる3年間のストレス期に含まれる、最も厳しい1年間のストレス期とすべきである。³⁷

101. 追加的CVAリスク資本賦課は、(パラグラフ98で特定されている) 全てのOTCデリバティブのカウンターパーティに対して、有担保・無担保の、適格なヘッジとともに一連のCVAに対し計算される、独立した市場リスク資本賦課である。独立したCVAリスク賦課においては、(本文書内で明示されているものを除いて) 銀行のバランスシート上のいかなる資産によっても相殺することは認められない。

102. CVAリスク低減の目的で利用され、かつそのように管理されているヘッジ手段に限り、CVA資本賦課の計算に用いられるVaRモデル、あるいはパラグラフ

³⁷ 債券 VaR およびストレス VaR の算出に含まれる乗数3が、これらの計算にも適用されることを付記する。

104で設定される標準的CVAリスク資本賦課でヘッジ効果が認められる。例えば、銀行がある発行体を参照しているクレジット・デフォルト・スワップ (CDS)を保有し、たまたまその発行体がOTCのカウンターパーティであるがCVAヘッジ目的として管理されていない場合、そのCDSはCVAリスク資本賦課の独立なVaR計算におけるCVAの相殺について適格でない。

103. パラグラフ98および104におけるCVAリスク資本賦課の計算に含めることのできる適格なヘッジ手段は、単一銘柄CDS取引、単一銘柄コンティンジェントCDS、カウンターパーティを直接参照するような他の同等なヘッジ商品、およびインデックスCDSである。インデックスCDSの場合、以下の制限が適用される：

- 個別のカウンターパーティに対するスプレッドとインデックスCDSのスプレッド間のベーススがVaRに反映されなければならない。本要件はカウンターパーティのスプレッドに対する代理変数が使用されている場合にも適用される。それは個別ベーススは、そのような状況に反映されなければならないからである。利用可能なスプレッドが存在しないカウンターパーティに対しては、利用可能なスプレッドが存在する代表的な類似銘柄の時系列から、合理的なベーススの時系列を利用しなければならない。
- 当局を満足させるほどベーススが反映されていない場合、銀行はVaRにおけるインデックスヘッジの想定元本の50%しか反映させられない。

他種のカウンターパーティリスク・ヘッジはCVA資本賦課の計算に反映してはならず、規制資本においては銀行のその他資産として扱わなければならない。階層化された、あるいはn-thトゥ・デフォルトCDSはCVAヘッジ適格でない。CVA資本賦課の計算に含まれる適格ヘッジは、銀行の市場リスク所要自己資本の計算から除かれなければならない。

B.他の全ての銀行：標準的CVAリスク資本賦課³⁸

104. 銀行がカウンターパーティのCVA資本賦課を算出するためにパラグラフ98を使用する認可を受けていない場合、銀行はポートフォリオ資本賦課を以下の公式で算出しなければならない。

$$K = 2.33 \cdot \sqrt{h} \cdot \sqrt{\left(\sum_i 0.5 \cdot w_i \cdot (M_i \cdot EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \cdot B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \cdot M_{ind} \cdot B_{ind} \right)^2 + \sum_i 0.75 \cdot w_i^2 \cdot (M_i \cdot EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \cdot B_i)^2}$$

ここでは、

- hは1年間のリスク評価期間(単位年)、h=1

³⁸ 先進的手法との比較を含め、標準的CVAリスク資本賦課の水準と合理性は、2011年第一四半期完了予定の最終的な影響度評価に従う。

- w_i はカウンターパーティ“ i ”に適用されるリスクウェイトである。カウンターパーティ“ i ”はこのパラグラフの下の表で示されているように、外部格付を基準とした7つの w_i のウェイトの一つにマッピングする必要がある。カウンターパーティが外部格付を持っていない場合、銀行は、監督当局の承認を条件として、内部格付を外部格付にマッピングしなければならない。
- EAD^{total}_i は、銀行がそのようなカウンターパーティのカウンターパーティ追加リスク資本の算出に適用可能な既存のIMM、SMまたはCEM毎の担保効果を勘案した、カウンターパーティ“ i ”のEAD(ネットインセットの合計)である。非期待エクスポージャー方式採用行は、 $(1-\exp(-0.05 \cdot M_i))/(0.05 \cdot M_i)$ を適用することによってエクスポージャーを割引くべきである。期待エクスポージャー方式採用行は、ディスカウントファクターがすでに M_i の中に含まれているため、そのような割引きは不要である。
- B_i は、カウンターパーティ“ i ”を参照する、CVAリスクのヘッジ目的の単一銘柄CDSの購入の想定元本（もし複数の残高があれば合計）である。この想定元本の合計は $(1-\exp(-0.05 \cdot M_{ind}))/ (0.05 \cdot M_{ind})$ を適用することによって割り引かれるべきである。
- B_{ind} はCVAリスクのヘッジ目的の、プロテクションの購入の一種類或いはそれ以上のインデックスCDSの全想定元本である。この想定元本の合計は、 $(1-\exp(-0.05 \cdot M_{ind}))/ (0.05 \cdot M_{ind})$ を適用することによって割り引かれるべきである。
- w_{ind} はインデックスヘッジに適用されるウェイトである。銀行はインデックス“ ind ”の平均スプレッドにもとづき7つのウェイトのうち1つにインデックスをマッピングしなければならない。
- M_i はカウンターパーティ“ i ”との取引の実効マチュリティである。期待エクスポージャー方式行では、 M_i はバーゼル文書のパラグラフ38、付属文書4で算出される。非採用行では、 M_i はパラグラフ320の第3箇条で言及されるように想定元本加重平均マチュリティとなる。
- M_i^{hedge} は想定元本 B_i のヘッジ手段のマチュリティである。 $(M_i^{hedge} \cdot B_i)$ の量は、いくつかのポジションを持っている場合は合計する)
- M_{ind} はインデックスヘッジ“ ind ”のマチュリティである。一種類以上のインデックス・ヘッジ・ポジションを持っている場合、想定元本加重平均マチュリティとなる。

インデックスCDSの参照組織となっているカウンターパーティに関して、当該カウンターパーティの信用リスクのヘッジ目的でCDSが使用されている場合は、監督当局の承認のもと、インデックスCDSの想定元本の合計から個々のカウンターパーティに起因する想定元本を減額してもよい（インデックス内の参照組織の加重に応じる。）そして個々のカウンターパーティの単一銘柄ヘッジ(B_i)として扱うことを許容する。（ただしインデックスCDSのマチュリティにもとづく）。

ウェイトは以下のテーブルで与えられ、カウンターパーティの外部格付³⁹にもとづいている。

格付	ウェイト w_i
AAA	0.7%
AA	0.7%
A	0.8%
BBB	1.0%
BB	2.0%
B	3.0%
CCC	18.0%

105. CCRおよびCVAリスク資本賦課の合計の算出

このパラグラフは、デフォルトリスクに関する資本賦課と潜在的な時価損失に対するCVAリスク資本賦課の合計の扱いを記したものである。以下にあるデフォルトリスクに関する資本賦課におけるEAD残高は、[付属文書4のパラグラフ9の後の新しいパラグラフ]にあるCVA損失のネットであり、それは以下の全ての“i”に影響を与える。このパラグラフの中では、“期待エクスポージャー方式に関する資本賦課”は、それぞれのカウンターパーティのEAD残高に適用可能な信用リスクウェイト（標準的手法あるいは内部格付手法の）を掛け合わせ、カウンターパーティを横断して合計して得られたリスクアセットにもとづいてCCRのデフォルトリスクに対する資本賦課のことを言う。同様に、“CEM資本賦課”または“SM資本賦課”は、ポートフォリオ内の全てのカウンターパーティにおいてCEMまたはSMにもとづいて算出されるそれぞれのEAD残高を用いて計測されるデフォルトリスク資本賦課のことを言う。

A. 期待エクスポージャー方式の承認および債券の個別金利リスク計測のための市場リスク内部モデルの承認を得ている銀行

そのような銀行へのCCR資本賦課の合計は、以下の内容の合計により決定される。

- i. (a)EADに直近のパラメータ水準を使用した期待エクスポージャー方式資本賦課と、(b)EADにストレス時のパラメータ水準を使用した資本賦課とで、大きい方の資本賦課。IRB行では、銀行がパラグラフ98に適用している個別VaRモデルが格付遷移の効果を内包していると監督当局に示せる場合、OTCデリバティブ・エクスポージャーに適用されるリスクウェイトは、バ

³⁹ 以下の方法は、S&Pのものを利用している。S&Pの信用格付はあくまでも一例である：承認された他の外部の信用格付機関のものも、等しく利用され得る。それゆえ、この文書内で使用されている格付は、バーゼル委が推奨あるいは定義するものではない。

ーゼル文書（パラグラフ272）の、PD関数であるマチュリティ調整を完全に行ったうえで、 $M=1$ として計算すべきである。もし銀行が上記を監督当局に十分示すことができなければ、 $(1-1.5 \times b)^{-1} \times (1+(M-2.5) \times b)^{40}$ の公式によって与えられる、完全なマチュリティ調整関数を適用すべきである。

- ii. カウンターパーティごとにパラグラフ98に従って決定される先進的CVAリスク資本賦課の全カウンターパーティの合計。

B. 期待エクスポージャー方式の承認を受けているが債券の個別リスク計測のVaR承認を受けていない銀行

そのような銀行へのCCR資本賦課の合計は、以下の内容の合計として定義される

- i. (a)EADに直近のパラメータ水準を使用した期待エクスポージャー方式の資本賦課の額、(b)EADにストレス時のパラメータ水準を使用した期待エクスポージャー方式資本賦課の額のうち大きい方。
- ii. パラグラフ104によって決定される標準的CVAリスク資本賦課の額

C. その他の銀行

そのような銀行へのCCR資本賦課の合計は、以下の2つの要素の合計として定義される。

- i. パラグラフ91または69でそれぞれに定義されるEADの、(銀行のCCRの手法による)CEMまたはSMベースの資本賦課の全カウンターパーティの合計
- ii. パラグラフ104で定義される標準的CVAリスク資本賦課の額

加えて、以下のパラグラフ付属文書4のパラグラフ9の後ろに挿入される⁴¹

所与のOTCデリバティブのカウンターパーティに関する“EAD残高”は、ゼロと、カウンターパーティの全てのネットイングセットを通じたEADの合計と銀行がすでに償却(すなわちCVA損失)と認識しているカウンターパーティの信用調整項目(CVA)との間の差との大きい方として定義される。このCVA損失の計算上、パラグラフ75⁴²によって資本から控除する、いかなる借方評価調整のオフセットも勘案していない。OTCデリバティブ・カウンターパーティのリスクアセットは標準的手法或いは内部

⁴⁰ バーゼル文書のパラグラフ272で定義されているように、“M”は実効マチュリティであり、“b”はPDの関数であるマチュリティ調整項目である。

⁴¹ 以下の取り扱いは、2011年第一四半期終了予定の最終的な影響度調査に従う。影響度調査は、CVA（例えば、CVA/LGD）によって将来発生する損失のオフセットを反映するためのEADの減少が、不十分な資本賦課を招くことなく、より大きな額となるかどうかを評価する。

⁴² EAD残高を決定するエクスポージャーから控除されるCVA損失は、資本からは別に控除された借方評価調整(DVA)のグロスのCVA損失である。DVAが銀行の資本から別に控除されていない程度まで、EAD残高の決定に用いられるCVA損失はそのようなDVAのネットの合計となるだろう。

格付手法にて適用可能なリスクウェイトとカウンターパーティの EAD 残高を乗じて算出する。CVA 損失による EAD の減少は、CVA リスク資本賦課の計算に適用されない。

誤方向リスク

100. バーゼルⅡ 附属文書4 のパラグラフ57を以下のように改定する。

57. 銀行は、一般誤方向リスクを増加させるエクスポージャーを特定しなければならない。カウンターパーティの信用状態と正の相関関係があるリスクファクターを特定するよう、ストレステストやシナリオ分析を設計すべきである。こうしたテストは、リスクファクター間の関係が変化した時に、重大なショックが発生し得る可能性を考慮する必要がある。銀行は、ビジネスに即した、商品、地域、業界、その他のカテゴリー毎に、一般誤方向リスクをモニタリングすべきである。また、誤方向リスクの所在と同リスクを管理する対応策のレポートは、上級管理職と適切な委員会に定期的に報告されるべきである。

個別誤方向リスクが特定された場合の第一の柱での明示的な資本賦課の実施および附属文書4 の改定

101. 個別誤方向リスクが特定された場合、EAD を計算するうえで、カウンターパーティに対してより高いEAD を反映させるべきとの要件を実行するため、バーゼル文書の本文パラグラフ423 および附属文書4 のパラグラフ29 および58 を以下のように改定する。

423. 銀行は、エクスポージャーを有する個別の法的主体に対し、別々に格付を付与しなければならない。銀行は、関連グループにおける個社の取扱いに関し、関連会社の一部あるいはすべてに同一の格付を付与する場合としない場合の区別も含めて、当局が許容し得る方針を策定しなければならない。これらの方針は、銀行がエクスポージャーを持つ各法的主体に対する個別誤方向リスクを特定するプロセスも含まなければならない。個別誤方向リスクが特定されたカウンターパーティとの取引は、EAD 計算において異なる扱いをしなければならない（附属文書4、パラグラフ58 参照）。

29. 内部モデルを使用する場合、エクスポージャー額あるいはEAD は、下記に述べるように、実効EPEの α 倍で計算される（ただし、明らかに個別誤方向リスクが特定されたカウンターパーティは除く（パラグラフ58 参照））。

58. 特定のカウンターパーティに対する将来エクスポージャーが、当該カウンターパーティのPD（デフォルト確率）と高い相関がある場合、銀行は、個別誤方向

リスクに晒されている。例えば、自社株のプットオプションを売っている会社は、オプションの買い手に対し、個別誤方向エクスポージャーを作り出す。銀行は、個別誤方向リスクを、取引の開始から取引期間を通じ、特定、モニタリング、コントロールするための手続きを整備しなければならない。CCR所要自己資本を計算するために、カウンターパーティと参照企業との間に法的関係が存在する商品、ならびに個別誤方向リスクが特定されている商品は、当該カウンターパーティと他の取引と同一のネットィングセットに含めない。さらに、カウンターパーティと参照企業との間に法的関係が存在し、個別誤方向リスクが特定される単一銘柄CDS取引においては、このようなスワップエクスポージャーのEADは参照企業が清算されていると仮定した裏付資産の残存公正価値における期待損失の全額に等しい。残存公正価値の期待損失全額を利用することで、銀行にこのようなスワップにかかる、すでに喪失した市場価値およびいくらかの回復期待を認識させる。それゆえ、先進的あるいは基礎的内部格付手法適用行は、このようなスワップ取引に対するLGDを100%に設定しなければならない⁴³。標準的手法適用行に対しては、使用すべきリスクウェイトは無担保取引のものである。カウンターパーティと参照企業との間に法的関係が存在し、個別誤方向リスクが特定される単一の企業を参照する株式デリバティブ、債券オプション、証券金融取引等については、EADは裏付証券が突然デフォルトするとの仮定にもとづく価値に等しい。これはLGDを100%に設定しなければならないという仮定を含んだ、IRCに対する既存の（市場リスク）計算の再利用のためである。

2. 大規模金融機関に対する資産相関係数への乗数

102. 資産相関の乗数を適用するため、バーゼルの枠組みのパラグラフ272を以下のように改定する。

272. この項では、他に明示しない限り、PDとLGDは小数点以下の数字として、EADは通貨（例：ユーロ）として表示する。デフォルトとなっていないエクスポージャーのリスクウェイトアセットの計算式は以下のとおり⁴⁴

⁴³ このようなスワップの裏付資産の回復も可能である。このような裏付エクスポージャーに対する資本要件は、誤方向リスクを引き起こすスワップの控除なしに、バーゼル合意に従って計算される。これは、一般に、このような裏付エクスポージャーは保全されていないものとして、リスクウェイトおよび資本上の取り扱いを受けることを意味する（すなわち、そのような裏付エクスポージャーは保全されていない信用エクスポージャーであると仮定される）。

⁴⁴ \ln は自然対数を表す。 $N(x)$ は標準正規確率変数の累積分布関数を表す（すなわち、平均0、分散1の正規確率変数の値が x 以下になる確率である）。 $G(z)$ は標準正規確率変数の累積分布関数の逆関数を表す（すなわち、 $N(x)=z$ となる x の値である）。正規累積分布関数およびその逆関数は、例えばExcelでNORMSDISTおよびNORMSINV関数として利用可能である。

$$\text{相関係数 (R)} = 0.12 \times (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50)) + \\ 0.24 \times [1 - (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50))]]$$

$$\text{マチュリティ調整 (b)} = (0.11852 - 0.05478 \times \ln(\text{PD}))^2$$

$$\text{所要自己資本率}^{45} \text{ (K)} = [\text{LGD} \times \text{N} [(1 - \text{R})^{-0.5} \times \text{G}(\text{PD}) + (\text{R} / (1 - \text{R})^{0.5} \times \\ \text{G}(0.999))] - \text{PD} \times \text{LGD}] \times (1 - 1.5 \times \text{b})^{-1} \times (1 + (\text{M} - 2.5) \times \text{b})$$

$$\text{信用リスクアセットの額 (RWA)} = \text{K} \times 12.5 \times \text{EAD}$$

デフォルトエクスポージャーに対する所要自己資本率 (K) は、ゼロまたはLGD (パラグラフ468 に記載) と銀行による期待損失推計値 (パラグラフ471 に記載) の差の大きい方に等しくなる。デフォルトエクスポージャーの信用リスクアセットの額は、K、12.5と、EADの積となる。

乗数1.25は以下要件に合致する全ての金融機関向けエクスポージャーの相関パラメータに対し適用される。

- 総資産が1,000億米ドル以上の規制金融機関。資産規模の判断には、親会社ならびに連結子会社の、監査を受けた直近の財務諸表が使用されなければならない。このパラグラフの目的には、規制金融機関は、グループ連結における大部分の法的主体が国際ルールと整合的なブルーデントな要件を課す当局により規制されている、親会社ならびに連結子会社と定義される。これらにはブルーデントに規制される保険会社、ブローカー／ディーラー、銀行、貯蓄銀行、商品先物業者が含まれるが、これらに制限されるものではない。
- 非規制金融機関、規模によらない。非規制金融機関は、本パラグラフの目的では、主な業務が次を含む法的主体である：金融資産管理、貸金、ファクタリング、リース、信用保証、証券化、投資、財務管理、中央清算サービス、自己勘定取引、および当局に認識される他の金融活動。

$$\text{相関係数 (R_FI)} = 1.25 \times [0.12 \times (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50)) + 0.24 \times \\ [1 - (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50))]]]$$

3. 担保で保全されているカウンターパーティとマージン・ピリオドリスク

マージン・ピリオドリスクの増加

103. マージン・ピリオドの延長を実施するため、以下の新たなパラグラフ 41(i)、42(ii) を、バーゼル II の枠組みの付属文書 4 に挿入する。

⁴⁵ 個別のソブリンエクスポージャーに対し、計算結果が負の所要自己資本となった場合、銀行は当該エクスポージャーに係る所要自己資本にはゼロを適用すべきである。

41(i). 日次の担保額調整の再計算および時価評価対象取引において、レポ形式の取引のみを含むネットティングセットでは5営業日、その他のネットティングセットでは10 営業日が、マージン契約を伴う場合のEADをモデル化するために使用されるマージン・ピリオドの下限として課される。以下の場合では、さらに高い規制上の下限が課される。

- 1 四半期のどこかの時点で取引件数が5,000件を超えたすべてのネットティングセットに対して、次の四半期において、マージン・ピリオドとして20営業日の規制上の下限が課される。
- 流動性の低い担保を持つ取引、または再構築の難しいOTCデリバティブが一つでもネットティングセットに含まれている場合、マージン・ピリオドとして、20営業日の規制上の下限が課される。「流動性の低い担保」や「再構築の難しいOTCデリバティブ」はストレス時の市況により定義されなければならない、その特徴として、カウンターパーティ市場ディスカウント（担保の場合）やプレミアム（OTCデリバティブの場合）を反映した複数の価格気配値を2、3日以内に入手できるような、十分な深度と流動性のある活発な市場がないことが挙げられよう。この目的で、取引の流動性が低いとされる状況の例としては、日次で時価評価されていない取引、評価目的で特定の会計上の扱いを受けている取引（例：その公正価値が市場で観測されないものをインプットするモデルによって計測される証券を参照するOTCデリバティブやレポ形式の取引）が挙げられるが、これに限らない。
- 加えて、銀行は、担保としての取引や証券が、特定のカウンターパーティに集中されているかどうか、そしてもしそのカウンターパーティが突然市場から退出した場合に、銀行はその取引を再構築することができるかどうかを検討しなければならない。

41(ii). 銀行が、過去2四半期の間、特定のネットティングセットにおいて、追加マージンに関する係争を適用されるマージン・ピリオド（この条項の考慮前）を超える長さで3回以上経験した場合、銀行は続く2四半期の間、当該ネットティングに対し、最低でも規制上の下限の2 倍のマージン・ピリオドを使用することで、その実績を反映させなければならない。

41(iii). 簡便方式、完全な期待エクスポージャー方式（IMM）にかかわらず、N日ごとの再担保額調整に対しては、マージン・ピリオドは、少なくとも規制上の下限FプラスN 日マイナス1日として決定されるべきである。すなわち、

$$\text{マージン・ピリオド} = F + N - 1$$

バーゼルⅡの paragraphs 167 (異なる保有期間および日次で計算していない場合の時価評価・担保額の調整)は次のとおりに修正する。

167. 多様なプロダクトの最低保有期間は以下の表に要約される。

取引種別	最低保有期間	条件
レポ取引	5 営業日	日次の値洗い
その他資本市場取引	10 営業日	日次の値洗い
担保付貸付	20 営業日	日次の値洗い

銀行が paragraphs 41(i)もしくは41(ii)、付属文書 4 に示した基準に合致する取引もしくはネットイングセットを保有する場合、マージン・ピリオドの最低保有期間はそれらの paragraphs の下で適用される期間とする。

バーゼルⅡの paragraphs 179 (モデルの採用)は次のとおりに修正する。

179. レポ取引および類似の取引に対する市場リスクの内部モデルの認識についての定量的および定性的な基準は、原則としては paragraphs 718(LXXIV)から(LXXVI)までと同様である。保有期間については、最低日数は、レポ取引については paragraphs 718(LXXVI – c)では10営業日だが、5営業日となる。その他のVaRモデルを適用できる取引については、最低保有期間は10営業日のままとなる。最低保有期間は、商品の流動性を勘案して不適切となる場合には、市場の商品に合わせて上方に修正されなければならない。少なくとも、銀行が paragraphs 41(i)もしくは41(ii)、付属文書 4 に示した基準に合致するレポ取引や類似の取引、ネットイングセットを保有する場合には、 paragraphs 41(iii)と併せそれらの paragraphs で規定されるマージン・ピリオドを最低保有期間としなければならない。

実効 EPE 算出の簡便方式の改定

104. バーゼルⅡの付属文書 4 の paragraphs 41 は以下のとおり改定する。

41. 簡便方式：マージン契約を伴わないEPEはモデル化できるが、マージン契約を伴うEPEをモデル化する高水準のモデル化能力を持たない銀行は、 paragraphs 41(i)に記載されている担保額調整の再計算および日次の時価評価を条件として、マージン契約を伴うカウンターパーティに対し以下の方式を使用できる。⁴⁶この

⁴⁶ 銀行は一般に実効 EPE を算出する手法としてこの簡便方式を使用しているが、この手法は CCP に参加している銀行の、当該 CCP 取引および CCP とのバック・トゥ・バック取引となるものを含む顧客取引に対して使用してよいものである。

方式は、実効EPEの簡便な近似値であり、マージン契約を伴うカウンターパーティに対する実効EPEを以下a、bのうちの小さい方とするもの。

- a) 保有しているもしくは提供されるマージン担保(margining collateral)を伴わない実効EPEに加え、日次の評価およびマージン・プロセス(margin process)、もしくはカレント・エクスポージャー（すなわちイニシャル・マージンおよび独立担保額）から独立したカウンターパーティに提供される全ての担保。
- b) マージン・ピリオドを通じたエクスポージャーの潜在的な増加を反映するアドオンに加え、以下のi, iiいずれかの大きいほう。
 - i. 権利行使されたもしくは係争中の担保を除く、現在保有もしくは提供される全ての担保に対応するもしくはそれを含むカレントエクスポージャー
 - ii. 抵当権行使を発生させないマージン契約において保有もしくは提供される全ての担保を含む最大のネットエクスポージャー。当該金額はすべての適用可能な閾値、最低引渡担保額、独立担保額、およびマージン契約におけるイニシャル・マージンを反映していなければならない。

アドオンは $E[\max(\Delta MtM, 0)]$ で求められ、そのとき $E[...]$ は期待値（たとえばシナリオの平均）、 ΔMtM はマージン・ピリオドにおける取引の時価の変化可能性のある額である。担保価値の変化は当局設定のヘアカットもしくは内部推計を利用して反映させなければならないが、マージン・ピリオド中は担保支払いを想定してはならない。マージン・ピリオドはパラグラフ41(i)から41(iii)で規定される下限が適用される。バックテストでは、実現エクスポージャー（現在エクスポージャー）が1年以内の全てのマージン・ピリオドについての簡便方式での推計値に合致しているかどうか検証しなければならない。もしネットイングセット内の取引の一部が1年以下の満期であった場合、またネットイングセットがこれらの取引以外に高い感応度があった場合に、当該事実が考慮されなければならない。もしバックテストの結果が実効EPEの過少推計であった場合、その銀行は、例えばリスクファクターの変動を大きくするといった方法により推計方法等によって、計測手法をより保守的なものにするよう努めなければならない。

格付低下トリガーの EAD への反映の排除

105. 格付低下トリガーの EAD への適用を明確に禁止するため、次の内容の新パラグラフ 41(iv)を付属文書 4 に挿入する。

41(iv). 内部モデルを使用する銀行にあっては、マージン契約を結んでいるカウンターパーティの信用状態が悪化した際に担保を受け取るいかなる条項による EAD削減効果を勘案してはならない。

担保管理部門の機能改善に向けた要件の追加

106. 担保管理部門の機能改善に向けた要件を実施に移すため、新パラグラフ 51(i)、51(ii)を付属文書 4 に挿入することを提案、加えてパラグラフ 777(x)、パート 3:第二の柱—監督上の検証プロセス、を次のとおり改定する。

51(i). 期待エクスポージャー方式 (IMM) を適用する銀行は、担保の計算・徴求、担保徴求の係争および独立担保額、イニシャル・マージン、変動マージンの水準を毎日正確に報告する責任を負う担保管理部門を設けなければならない。この部門は、担保徴求のために使用するデータの完全性を管理し、当該銀行のあらゆる関連データと定期的に照合を行い、整合が取れているようにしなければならない。この部門は、また、担保（現金、現金以外の両方）の再利用および取引相手が差し入れた担保の見返りとして当該銀行が供与した権利の状況を把握しなければならない。この際の内部報告書は、再利用された担保資産の種類、および商品、信用状態、満期を含むそれら再利用の条件が示されていなければいけない。この部門は、また、銀行が受け入れた個々の担保資産種類の集中状況を把握しなければならない。上級管理職は、システムが、担保を徴求する時の迅速性、正確さ、担保を請求された時の対応時間の観点から見て、適切な水準で業務を遂行できるよう、当該部門に十分な資源を割り当てなければならない。上級管理職は、また、マーケットが厳しい危機に陥っているときでもこの部門が担保徴求や係争を適時に処理し、取引量によってもたらされる大規模な係争の数の増加を抑えられるように十分な人員をあてがわなければならない。

51(ii). 銀行の担保管理部門は、上級管理職へ定期的に報告する適切な担保管理情報を作成、維持しなければならない。そのような内部報告は、受入および差し入れ担保の種類（現金、現金以外の両方）、ならびに規模、年限、担保徴求に係る係争の原因等の情報が記載されているべきである。本報告書は、そのような計数の趨勢も反映すべきである。

777(x). 銀行は、内部監査手続を通じて、定期的にカウンターパーティリスク管理システムを独立に点検しなければならない。この点検には、融資部門およびトレーディング部門、独立したカウンターパーティリスク管理部門のそれぞれの業務がその対象として含まれなければならない。カウンターパーティリスク管理手順の全体的な点検は、定期的（理想的には一年に一回超）に実施し、最低限、次の事項を取り上げて行わなければならない。

- カウンターパーティリスク管理システムと手順の文書化の充足度
- 担保管理部門の組織状況
- カウンターパーティリスク管理部門の組織状況
- カウンターパーティリスク項目の日々のリスク管理への取り込み状況

- フロントおよびバックオフィスの職員が使用するリスク算定モデルと価格評価システムの承認手順
- カウンターパーティリスク測定手順における重要な変更の検証
- リスク測定モデルによって把握されるカウンターパーティリスクの範囲
- 経営情報システムの完成度
- カウンターパーティリスク・データの正確性と完全性
- 担保、ネットィング契約における法律用語をエクスポージャー計測に正確な反映
- 内部モデル運営に使用されるデータソースの一貫性、迅速性、信頼性（独立性を含む）の検証
- 価格変動性と相関性の前提に係る正確性と適切性
- 評価およびリスク変換計算の正確性
- 頻繁なバックテストを通じたモデルの正確性の検証

期待エクスポージャー方式 (IMM) を採用する銀行における担保の再利用に関する要件

107. 担保再利用の管理の要件を実施するため、付属文書 4 に次の新たなパラグラフ 51(iii)を挿入する。

51(iii). 期待エクスポージャー方式 (IMM) を採用する銀行では、自社のキャッシュマネジメント方針が、不利な方向への市場ショックに伴う可変担保、当初または独立担保等のその他担保交換等における担保請求、カウンターパーティから預託を受けている担保の超過分についての返還請求、自社格付の引下げによる預託請求等に関する流動性リスクも同時に考慮しているものとしなければならない。同銀行は、担保再利用の性質や期間が、流動性の必要性和合致しており、担保を迅速に請求・返還する機能を妨げていないことを確認しなくてはならない。

OTC デリバティブ取引にかかる現金以外の担保を現金相当額に変換する際の、当局指定のヘアカット基準

108. OTC デリバティブ取引に係る現金以外の担保について当局設定のヘアカットを実施するため、付属文書 4 に次の新パラグラフ 61(i)を挿入する。

61(i). 銀行がOTCデリバティブのEAD の計算において、同一通貨の現金以外の担保の効果をエクスポージャーとして認識するため、エクスポージャーを担保とともにモデル化できない場合、自行推計による金融担保に係る包括的な方式に関する基準に適合するヘアカット、もしくは当局設定のヘアカット、のいずれかを用いなければならない。

銀行が現金以外の担保を OTC デリバティブの原証券および証券金融取引と併せてモデル化する際の要件

109. 現金以外の担保の頑健性を高めるため、付属文書 4 に次の新パラグラフ 61(ii)を挿入する。

61(ii). 内部モデルが、ネットイングセットの時価の変動による担保の影響を含んでいるならば、エクスポージャーと同一通貨の現金以外の担保を証券金融取引の EAD の計算におけるエクスポージャーとともにモデル化しなければならない。

定性的な担保管理要件を追加するために信用リスク削減のセクションの改定

110. OTC デリバティブ取引、証券金融取引のカウンターパーティとの担保契約の円滑な運営のために十分な資源が投入され、適切な担保管理方針が策定されていることを確保するため、バーゼル II 文書に次の新パラグラフ 115(i)を挿入する。

115(i). 銀行は、迅速で正確な担保差し入れ請求、引き出し請求への対応時間の観点から、OTC デリバティブ、証券金融取引のカウンターパーティとの担保契約の円滑な運営のために、十分な資源を充当しなければならない。銀行は、(次のような事態に対応するため) 管理、モニター、報告に関する以下の担保管理方針を策定しなければならない：

- 担保契約から生じるリスク (担保として交換した証券の価格変動性、流動性など)
- 特定の種類の担保資産への集中リスク
- カウンターパーティから受け入れた担保 (現金、現金以外の両方) の再利用の結果生じる潜在的な流動性の欠如
- カウンターパーティに差し入れた担保に関する権利放棄

証券化商品担保における当局設定の標準化されたヘアカットに係る文書の改定

111. 証券化商品担保における当局設定のヘアカットを実施するため、新たなパラグラフ 145(i)をバーゼル文書に追加し、パラグラフ 151 を以下のように改定する。

145(i). (証券化の枠組みで定義される) 再証券化商品は、格付の如何に関係なく適格金融資産担保ではない。本禁止規定は、銀行が、当局設定のヘアカット、自行推計のヘアカット、レポ VaR 手法ないし内部モデル手法、いずれを利用する場合であっても適用される。

151. 以下は、当局設定の標準ヘアカットであり、パーセントで表示している (日次ベースの時価評価と同担保値洗い、保有期間10営業日を前提とした数値)。

債券格付	残存期間	ソブリン	他の発行体	証券化商品
AAA から AA- / A-1 まで	1 年未満	0.5	1	2
	1 年超 5 年未満	2	4	8
	5 年超	4	8	16
A+ から BBB- / A-2 / A-3 / P-3 および 無格付の銀行発行債券	1 年以下	1	2	4
	1 年超 5 年未満	3	6	12
	5 年超	6	12	24
BB+ から BB- まで	すべて	15	不適格	不適格
主要な株価指数を構成する株式	15			
その他の株式	25			
UCITS / ミューチュアル・ファンド 同一通貨の現金	ファンドに含まれる証券に適用される最も高いヘアカット 0			

(表に関連する脚注は含まれていないものの、証券化エクスポージャーは証券化の枠組みで記述されている定義を満たす当該エクスポージャーと定義される。)

レバレッジの高いカウンターパーティの取り扱い

112. バーゼル委は、レバレッジの高いカウンターパーティの PD 推計にストレス期のそれらの資産状況を反映するための定性的な基準を追加することが適切であると考えており、以下のパラグラフを当該枠組みの 415 以降に追加する。

415(i). レバレッジが高い、もしくは市場性資産(traded assets)が資産の大半を占める債務者のPD推計は、ボラティリティの大きな時期の裏付資産の状況を反映しなければならない。

4. 中央清算機関

113. バーゼル委員会は支払・決済システム委員会 (CPSS) および証券監督者国際機構 (IOSCO) による清算機関のための勧告 (2004 CPSS-IOSCO Recommendation) が見直されていることを認識している。清算機関のリスク管理等を含むPSS-IOSCO 基準の見直し完了に従い、バーゼル委員会は見直し後のCPSS-IOSCO基準の改定に応じて清算機関向けエクスポージャーに対する規制資本の扱いを適用する。バーゼル委員会は清算機関に対する銀行の保有するエクスポージャーの資本上の取扱いに関する一連の規則を市中協議のため別に公表する。この基準は、市中協議や影響度調査が完了し、かつCPSS-IOSCOが清算機関に適用する基準を見直した後2011年中に完了する予定である。バーゼル委員会はその他のカウンターパーティリスクの見直しと

同時に実施する予定である。

5. カウンターパーティリスクの管理要件の強化

114. 銀行が独自に推計した α の頑強性強化のため、附属文書4の paragraph 36を次のように改訂する。

36. この目的のために、 α の分子と分母の計算に当たって、銀行はモデル手法、パラメータの特定、ポートフォリオの構成に関して一貫した方法で行われることを確実にしなければならない。上記のような手法を利用するに当たっては銀行内部の経済資本に関する手法にもとづいているとともに、十分に文書化され、独立した検証がされなければならない。加えて、銀行は少なくとも四半期毎に、ポートフォリオの構成が時間の経過とともに変化する場合にはさらに頻繁に、自行の推計を見直さなければならない。銀行はモデル・リスクの評価を義務付けられ、監督当局は、特にコンベクシティが存在する場合には、分子を算出するモデルにおける誤仕様から推定 α が大きくなることをしっかりと認識していなくてはならない。

ストレステスト

115. 銀行が期待エクスポージャー方式 (IMM) を使用する際の附属文書4のストレステストにおいて定性要件の拡大、明確がされてきた。具体的にはバーゼルII文書の附属文書4、 paragraph 56を次のとおり置き換える。

56. 銀行は、カウンターパーティリスクに関する包括的なストレステスト・プログラムを保持していなければならない。ストレステスト・プログラムは、以下の要素が含まれていなければならない。

- 銀行は定期的なストレステストの実施にあたり、十分な期間を取りカウンターパーティ毎のレベルで、(店頭デリバティブのみならず) あらゆる種類のカウンターパーティリスクにわたり、全ての取引、エクスポージャーの合算を把握しなければならない。
- ある特定の方向への過度な感応度の偏りを特定し、必要な場合には是正するために、銀行は、少なくとも毎月、主要なマーケットリスク要因(例:金利、外国為替、株式、クレジット・スプレッドおよび商品価格)のエクスポージャーについてストレステストを実施すべきである。
- 銀行は、マルチ・ファクターのストレステストのシナリオを採用し、少なくとも四半期ごとに重大で方向性のないリスク(non-directional risks)(例えば、イールドカーブ・エクスポージャーやベシス・リスク等)を評価すべきである。複数の要因のストレステストは、最低限、a) 深刻な経済ないし市場の出来事が発生した場合、b) 広範に市場の流動性が極度に低下する

場合、c) 大手仲介金融機関がポジションを解消した際のマーケットへの衝撃の場合のシナリオについて想定しておくべきである。これらのストレステストは銀行全体のストレステストの一環でもある。

- ストレスのかかった市場動向は、カウンターパーティ・エクスポージャーだけでなく、カウンターパーティの信用の質にも影響を与える。少なくとも四半期毎に、銀行は、エクスポージャーおよびカウンターパーティの信用力の複合的な動向にストレス状況をあてはめ、ストレステストを実施すべきである。
- エクスポージャーのストレステスト（シングルファクター、複数のファクターおよび重大かつ方向性のないリスクを含む）、ならびにエクスポージャーおよび信用力との同時に起こるストレステストは、特定のカウンターパーティやカウンターパーティ・グループ（例：業界や地域）で実施されるべきである。また、銀行全体のカウンターパーティリスク・レベルで集計すべきである。
- ストレステストの結果は、定期的な上級管理職への報告に織り込まれるべきである。ストレステスト分析においては、ポートフォリオにわたるカウンターパーティ段階での大きなインパクト、ポートフォリオのセグメント（同一業界もしくは地域）における重大な集中、および関連するポートフォリオやカウンターパーティの固有のトレンドを捕捉すべきである。
- ファクターのショックの深刻さの度合いは、ストレステストの目的と平仄が合っているべきである。ストレス下での支払能力を評価する際、ショックの内容は歴史的に未曾有の市場の状況および／または極端ではあるもののありうるストレスのかかった市場状況を捕捉するのに足る深刻さとすべきである。このような資本資源に対するショックの影響は、所要自己資本および収益への影響と同様に評価されるべきである。日々のポートフォリオのモニタリング、ヘッジおよび集中度の管理のためには、銀行は、深刻さは低いが、確率の高いシナリオも考慮すべきである。
- 銀行は、深刻な結果をもたらす可能性のある、極端だがありうるシナリオを発見するため、リバーズ・ストレステストも考慮すべきである。
- 上級管理職は、リスク管理の枠組みや銀行のリスク文化の中にストレステストを取り入れるための主導的な役割を果たし、かつ、その結果が意味のあるものでカウンターパーティリスクの管理に積極的に使用されるように保証しなければならない。最低限、大きなエクスポージャーに対するストレステストの結果については、銀行のリスク許容度のガイドラインと照らし合わせ、過度もしくは集中したリスクが実在する場合には、議論や対策のために上級管理職に報告しなければならない。

モデルの検証とバックテスト

116. モデル検証に関して、現在付属文書4の paragraph 42にある以下の文言を paragraph 40の後ろに移す。

40bis. EPEモデルは、担保効果を捕捉するため、取引特有の情報も取り込まなければならない。現在の担保額や将来、カウンターパーティ間でやり取りされる担保額の双方を考慮しなければならない。このようなモデルは、担保契約の特徴（片務的もしくは双務的）、担保徴求の頻度、リスクに対する担保差入れ期間、銀行が許容可能な担保を徴求しないエクスポージャー閾値、および最低引渡担保額を考慮しなければならない。かかるモデルは、差し入れられた担保の価値の変動を値洗いするモデルを採用するか、もしくは、本枠組の担保に関するルールを適用するかのいずれかとしなければならない。

117. バックテストに係る現行のバーゼルII要件は以下に置き換えられる

42. 監督当局は、モデルを使用する銀行が、概念として健全で、一体的に運用される、カウンターパーティリスク管理のシステムを有していると、確信できることが重要である。したがって、監督当局は、銀行のモデルベース・アプローチの利用を承認するに先立ち、銀行が満たすべき多くの定性基準を明示することが求められる。銀行がどの程度の定性基準を満たすかについては、上記の paragraph 32 (α) において言及された、監督当局が設ける乗数の水準に影響を与える可能性がある。定性基準をすべてクリアする銀行のみ、最も低い乗数を適用する資格があるだろう。定性基準は以下のものを含んでいる。

- 銀行は通常のバックテスト・プログラムを実施しなければならない。つまり、モデルによるリスク指標⁴⁷と実績値の事後比較のみならず、モデルによるリスク指標と固定ポジションにもとづく仮説の変動とモデルとの事後比較。
- 銀行は、内部モデル、およびそれにより算出されるリスク指標について、当初の検証および継続的な見直しを行わなければならない。その検証および見直しはモデル開発者が関与しないかたちで行われなければならない。
- 取締役会および上級管理職は、積極的にリスク・コントロールの過程に関わるべきであり、かつ信用リスクおよびカウンターパーティリスクのコントロールを、重要な資源が投入されるビジネスに不可欠な側面とみなさなくては

⁴⁷ 「リスク指標」は、規制資本を導き出すために利用されるリスク指標である実効 EPE だけではなく、将来にわたるエクスポージャー分布、将来にわたる正のエクスポージャー分布、エクスポージャーを導き出すために利用されるマーケットリスク・ファクターおよびポートフォリオを構成する取引の価値のように、実効 EPE の計算において利用される他のリスクファクターも意味している。

ならない。この点について、独立したリスク・コントロール部門によって作成される日々の報告は、個々のトレーダーのポジションおよび銀行全体のリスク・エクスポージャーの両者を減らす権限を有し、十分に経験を有する経営者レベルが精査しなければならない。

- 銀行の内部リスク管理エクスポージャー・モデルは、日々のリスク管理の実施に、密接に組み込まれなくてはならない。そして、その結果は、銀行のカウンターパーティリスクの特性を計画、モニタリング、管理する段階において、不可欠な位置を占めるべきである。
- リスク計測システムは、内部の取引およびエクスポージャー限度と組み合わせて利用されるべきである。この点、エクスポージャー限度は、銀行のリスク計測モデルと長期的にも整合性がとれ、トレーダー、信用リスク管理部署、および上級管理職によく理解されるべきである。
- 銀行は、リスク計測システムの運用に関連し、文書化された一連の内部方針、統制および手続を遵守することを確保する適切な方法を確立すべきである。銀行のリスク計測システムは、例えば、リスク管理システムの基本原則を記載し、カウンターパーティリスクを測定するために利用される、経験的手法の説明を提供するリスク管理マニュアルを通して、適切に文書化されなくてはならない。
- リスク計測システムに係る自主的な見直しは、銀行の内部監査の過程で定期的実施されるべきである。当該見直しは、トレーディング部門および独立したリスク・コントロール部門の業務の両者が含まれるべきである。全体のリスク管理プロセスに係る見直しは、一定の間隔（理想的には、1年に1度以上）で行われるべきであり、最低限、以下のものを取りあげるべきである。
 - リスク管理システムおよびプロセスに関する文書の充分性
 - リスク・コントロール部門の組織状況
 - カウンターパーティリスク計測の日々のリスク管理への統合
 - フロント・オフィスおよびバックオフィスの職員によって利用されるカウンターパーティリスクの算定において使用される、カウンターパーティリスク・モデルの承認手順
 - リスク計測手順における重要な変更の検証
 - リスク計測モデルによって捕捉されるカウンターパーティリスクの範囲
 - 経営情報システムの完全性
 - ポジション・データの正確性および完全性
 - 内部モデルの運用に使用されるデータソースの一貫性、適時性および信頼性の検証（そのようなデータソースの独立性を含める）
 - ボラティリティおよび相関の前提の正確性と適切性
 - 価値評価およびリスク変換計算の正確性
 - パラグラフ43 から46 に規定されるモデルの正確性の検証

- バックテストを含むカウンターパーティリスク・モデルの継続的な検証は、モデルの弱点に対応するために取るべき行動方針を決定することができる十分な権限を持った経営者レベルで、定期的に行わなければならない。

43. 銀行は、期待エクスポージャー方式（IMM）の最初のおよび恒常的な検証手続を、第三者による分析の再現が可能な程度まで文書化しなければならない。また銀行は、モデルにより算出されたリスク指標の算出手続を、第三者による再現が可能な程度まで文書化しなければならない。当該文書は、バックテストの分析およびその他の恒常的な検証が実施される頻度、データフローおよびポートフォリオの観点からいかにして検証が実施されたか、およびその分析手法を記載しなければならない。

44. 銀行は、EPEモデルおよびEPEの算出に使用する関連モデルを評価する基準を定義するとともに、許容できないとする場合の判定基準、対応策を記載した方針を定めなければならない。

45. 銀行は、EPEモデルおよび算出されるリスク指標の検証に使用する、代表的なカウンターパーティ・ポートフォリオがどのように構築されているかを定義しなければならない。

46. EPEモデルおよび予測分布を作成するリスク指標の検証においては、一つ以上の固定予測分布の評価しなければならない。

46(i) 期待エクスポージャー方式（IMM）および算出されるリスク指標の最初のかつ恒常的な検証の一環として、以下の要件を満たさなければならない。

- 銀行は、監督当局の承認に先んじて、マーケットリスク・ファクターの変動に関するヒストリカルデータを用いバックテストを実施しなければならない。バックテストは、観測期間は最低1年、様々な（初期設定の）スタート日、広範なマーケットの状況等を踏まえ多数の異なる予測観測期間を考慮しなければならない。
- 銀行は、EPEの前提となるマーケットリスク・ファクターの予想値に加えて、EPEモデルとモデルに関連するリスク指標のパフォーマンスをバックテストしなくてはならない。担保で保全されている取引については、想定される予測観測期間は、担保付／マージン契約に適用される典型的なマージン・ピリオドを反映し、かつ少なくとも一年の長期の期間を含んでいなければならない。
- マーケットリスク・ファクターに対する将来的なショックの所与のシナリオに関するカウンターパーティリスク・エクスポージャーの算出に使用される

プライシング・モデルは、最初のかつ恒常的なモデルの検証プロセスの一環として検証されなければならない。こうしたプライシング・モデルは、短い観測期間のマーケットリスクの算出に使われるモデルとは、異なることもありうる。オプションに関するプライシング・モデルは、オプション価値のマーケットリスク・ファクターに対する非線形性を考慮しなければならない。

- **EPEモデル**は、ネットィング実行の段階でエクスポージャーを統合するに当り、取引特有の情報を取り込まなければならない。銀行は、取引がモデル内における適切なネットィングセットに割り当てられていることを検証しなければならない。
- 代表的なカウンターパーティのポートフォリオにおける直近のまたはヒストリカル・バックテストは、検証プロセスの一部とされなければならない。銀行は、監督当局の定める一定期間を置いて、様々な代表的なカウンターパーティ・ポートフォリオに対してバックテストしなくてはならない。代表的ポートフォリオは、銀行が晒されている重大なリスク要因や相関に対する感応度にもとづいて選ばれなければならない。加えて、期待エクスポージャー方式 (IMM) 採用行は、EPEモデルと関連するリスク指標のキーとなる前提をテストするためにバックテストを行う必要がある。例えば、同一のリスク要因の期間 (tenor) についてモデル化された関係、リスクファクター間のリスク要因のモデル化された関係等である。
- 実現したエクスポージャーとその予測分布との間における著しい相違は、モデルもしくは使用されたデータに問題があることを示している可能性があるため、監督当局は銀行に修正を求めることとなる。かかる状況下では、問題が解決されるまで監督当局は追加資本を保持するよう求めることもありうる。
- **EPEモデルのパフォーマンス**と算出されるリスク指標については、十分なバックテストが行われなければならない。バックテスト・プログラムはEPEモデルのリスク指標が十分機能しないケースを特定できるものでなくてはならない。
- 銀行は、期待エクスポージャー方式 (IMM) の免除となっている取引のマッチュリティに相応しい観測期間を通じてEPEモデルおよび関連するリスク指標を検証しなければならない。
- カウンターパーティ・エクスポージャーの計測を行うプライシング・モデルは、恒常的なモデル検証プロセスの一部として、適切に独立したベンチマークに対して定期的に検証されなければならない。
- 銀行のEPEモデルおよび関連するリスク指標における恒常的な検証は、最近の実績の評価にもとづかなければならない。
- **EPEモデルのパラメータ**が更新される頻度は、検証プロセスの一部として評価される必要がある。
- 期待エクスポージャー方式 (IMM) においては、監督当局の事前承認を得た

うえで、すべてのカウンターパーティを対象にした監督上のデフォルト時エクスポージャー（EAD）の算出時の指標よりも、さらに保守的になる手法を実効EPE $\times\alpha$ に代えて利用することができる。保守性の程度は、当初の当局承認時審査、および監督当局による定期的なレビュー対象となる。銀行は、定期的に保守性を検証しなくてはならない。

- モデル運用の恒常的な評価は、モデルの対象となるすべてのカウンターパーティを対象とする必要がある。
- 期待エクスポージャー方式（IMM）の検証は、EPEの銀行全体のレベルおよびネットティング時のエクスポージャー測定が適切であるかどうかを評価しなければならない。

49(i). 銀行は、銀行のカウンターパーティリスク管理システムの計画および実装に関して責任を負う、リスク・コントロール部門を設置しなければならない。同部門は、カウンターパーティ・エクスポージャーの計測と取引限度の関係についての評価を含む、銀行のリスク算定モデルの結果の日次のレポートを作成・分析すべきである。同部門は、トレーディング部門から独立していなければならない、銀行の上級管理職へ直接報告すべきである。

B.外部信用格付への依存への対応とクリフ効果（cliff effects）の最小化

1. 長期エクスポージャーに対する推定格付の標準的な取扱

118. バーゼルⅡ文書のパラグラフ99は以下のように修正される：

99. 銀行が債券特有の格付が付与されている債券へ投資する場合、その債権のリスクウェイトはこの格付にもとづく。銀行の債権が格付を付与された債券への投資ではない場合には以下の原則が適用される。

- 債務者が発行した債券に債券格付が付与されているが、銀行の債権が当該債券への投資でない場合には、その債券の高い信用格付（無格付債権に適用されるリスクウェイトとより低いリスクウェイトにマッピングされた格付）はあらゆる点で格付のある債券と同順位、またはそれに優先する銀行の無格付債権にのみ付される。この条件が満たされない場合にはその債券格付は利用できず、格付のない債権には無格付債権に対するリスクウェイトが適用される。
- 債務者に発行体格付がある場合、この格付は通常、当該債務者に対する無担保の優先債権に適用される。したがって、当該債務者への優先債権のみが高い信用格付の恩恵を受けることになる。高い信用格付を得た債務に対する他の格付のない債権は、無格付債権として扱われる。発行体格付か債券格付のいずれかが低い格付（無格付債権に対するリスクウェイトと同等か、あるいはそれよりも大きいリスクウェイトにマッピングされる格付）である場合、

同発行体の無格付債権が無担保の優先債権発行体格付か債券格付のどちらかと同順位ないしは劣後するときには、その低い格付に対応するリスクウェイトを適用する。

2. 格付を避けるインセンティブ

119. バーゼルⅡ文書のパラグラフ733は以下のように解釈される：

733. 信用リスク：銀行は信用リスク評価において、ポートフォリオに関わるエクスポージャーに加え、個別の借手や取引相手方に対するエクスポージャーに係わるものを捉えることができるような手法を持つべきである。銀行は、格付の有無に係わらず、標準的手法のもと当該債権に割り当てられているリスクウェイトが実際のリスクを適切に反映しているかを見極めなくてはならない。実際のリスクが当該債権、特に無格付債権の場合、に適用されているリスクウェイトよりも著しく大きいと判断した場合、銀行は全体の自己資本に対する適切性の評価の中で信用リスクはより高い水準にあると考えるべきである。より先進的な銀行であれば、自己資本の充実度を評価するに当たり、最低でも以下4つの分野を網羅すべきである。すなわち、(1)信用格付制度、(2)ポートフォリオ分析・集計、(3)証券化商品や複雑なクレジット・デリバティブ、(4)大口の債権およびリスク集中度である。

3. 証券監督者国際機構 (IOSCO) の基本行動規範の信用格付機関への組み込み

120. バーゼルⅡ文書のパラグラフ91および565(b)は以下のように解釈される(パラグラフ90は追加修正不要)：

1. 認定手続き

90. 各国当局は格付機関が下記のパラグラフの中に示された基準を満たしているかどうかを継続的に見極める責任を負う。各国当局は、格付機関の適格性を見極める際は、証券監督者国際機構 (IOSCO) の格付機関の基本行動規範を参照すべきである。格付機関による評価は債権の種類、また法域などを限定して認められることがある。格付機関を認定する監督上の手続きは、不必要な参入障壁を設けないようにするため、公開すべきである。

2. 適格性基準

91. 格付機関は以下6つの基準を満たさなくてはならない。

- 客観性： 変更せず
- 独立性： 変更せず
- 国際的入手可能性・透明性： 個々の評価は、評価の基礎となる主要な要素および発行体が評価プロセスに参加したかどうかについて、分け隔てなく公表

されるべきである。

- 情報開示：格付機関は次の情報を開示すべき：行動規範；評価された事業体との報酬取決め要領の一般的な型；デフォルトの定義、時間軸および各格付の意味を含む評価方法；評価区分毎の実際のデフォルト率；評価の遷移（例えば、時間の経過とともにAAがAになる可能性）。
- 資源： 変更せず
- 信頼性： 変更せず

3. 外部格付を用いる際の運用上の要件

565. 証券化商品の枠組みでは、格付機関の利用に関して次の運用上の基準が標準的手法・内部格付手法（IRB）において適用される。

(a)変更不要

(b)格付は、以下の例外を除いてパラグラフ90～108 にもとづいて各国当局が認定した適格格付機関（eligible ECAI）によるものでなければならない。パラグラフ91の3つめのポイントとは対照的に、適格格付、手続、方法、前提条件と評価の基礎となる主要な要素は、分け隔てなくかつ無料で公表されなくてはならない⁴⁸。換言すれば、その格付はアクセス可能な形で公表され、格付機関の格付遷移行列に含まれていなければならない。また、損失とキャッシュフローに係る分析や、前提条件の変化に対する格付の感応度を公表する必要がある。したがって、ある取引に関する特定の当事者のみに公表されるような格付は、この要件を満たさない。

4. 保証とクレジット・デリバティブから生じる“クリフ効果”：信用リスク削減手法(CRM)

標準的手法－適格保証人(取引相手の保証人)／プロテクションの提供者の範囲

195. 以下の提供者による信用リスクに対するプロテクションは認識される。

- 取引相手方より低いリスクウェイトを付されているソブリン、公共部門、銀行と証券会社
- 信用リスクプロテクションが証券化エクスポージャーに対して提供される場合を除き、外部格付を付されている他の提供者。これには、リスクウェイトが債務者より低い親会社、子会社や関連会社が提供する信用リスクプロテクションを含む。
- 証券化エクスポージャーに対して信用リスクプロテクションが提供される場合には、現時点の外部格付がBBB-以上であり、信用リスクプロテクションが

⁴⁸ 適格な信用格付が無料で提供されない場合、格付機関は、証券監督者国際機構（IOSCO）の基本行動規範の‘comply or explain’に従い、自社の公表している行動規範において、正当な理由を提供すべきである。

提供された時点の外部格付がA-以上であった他の提供者。これには、リスクウェイトが債務者より低い親会社、子会社や関連会社が提供する信用リスクプロテクションを含む。

基礎的内部格付手法のもとでの認識

302. LGDについて基礎的内部格付手法を用いる銀行の場合、保証とクレジット・デリバティブを認識する方法は、パラグラフ189～201で特定された標準的手法における取扱いにほぼ従うことになる。基礎的内部格付手法における適格保証人の範囲については、内部格付が付与されている企業は基礎的手法でも認識されることを除いては、標準的手法の場合と同様である。認識するためには、パラグラフ189～194で定める要件が満たされなくてはならない。

5. 勝手格付と格付機関の認定

121. バーゼルⅡ文書のパラグラフ94および108は以下のように修正される：

94. 銀行は選択した格付機関とその評価を、各債権区分毎に、リスクウェイト計算とリスク管理の双方で一貫して使わなくてはならない。銀行は異なる格付機関の評価を都合よく恣意的に選択することや格付機関の利用を任意に変更してはならない。

108. 一般原則として銀行は企業が適格格付機関に依頼して取得した格付を使うべきであるが、各国当局は勝手格付の信用評価が依頼格付と比べ劣らないと判断した場合には勝手格付を利用することを銀行に認めることができる。ただ、格付機関は、企業が格付依頼をするよう圧力をかける手段として勝手格付を利用する可能性がある。こうした行動が認識された場合は、監督当局は、自己資本規制との関連で、このような格付機関を適格とし続けるか再考すべきである。

Ⅲ. 資本保全バッファー

122. このセクションでは、発生した損失によって資本が取り崩されるストレス期間を除いて、銀行が資本バッファーを構築することを確保するために設計された、資本保全バッファーの運用について概説している。その基準は、最低所要自己資本を下回ることを回避するために設計された単純な資本維持規則にもとづいている。

A. 自己資本保全のベストプラクティス

123. ストレス期間以外において、銀行は最低所要自己資本を超過する資本バッファーを保持すべきである。

124. 資本バッファーが引き出される時、銀行がその再構築のために採る1つの方法は、利益の裁量的な分配を抑えることである。この方法には、普通株式配当、自社株買い、従業員への賞与支給の減額が含まれる。銀行は内部的に作り出した自己資本を維持するための代替手段として、民間部門から新たな資本を調達することを選択するかもしれない。これらの選択肢の中でのバランスは、自己資本計画の策定過程の一部として監督当局と議論されるべきである。

125. 枯渇した資本バッファーを再構築するには、より一層の努力が必要であることは明確である。したがって、民間部門で資本増強が困難な場合、資本バッファーを再構築する目的のために、実際の自己資本水準が最低所要自己資本に近ければ近い程、利益の内部留保割合を増加するべきである。

126. 資本バッファーが枯渇した銀行に対しては、将来の回復を見越して、株主、その他の資本提供者、および従業員に対して寛大な利益の分配を維持することは正当化されるべきではない。これらの利害関係者は、預金者よりむしろ、業容回復が見込まれないというリスクに晒されるべきである。

127. 資本バッファーが枯渇した銀行が、財務の健全性を示す一手段として資本を分配しようとすることもまた許容されない。これはまた、個別銀行として、株主の利益を預金者より優先させるという観点から無責任な行動であるだけでなく、その他の銀行に同じ行動を誘発させることになりかねない。その結果として、銀行業界全体で利益を内部に蓄積すべき時に、結局は分配を増加してしまうことになる。

128. この枠組みは、寛大な利益分配を行うことを通じて、自己資本バッファーをさらに減少させることで、自己資本バッファーを枯渇させた銀行の裁量を抑えることにある。そうすることで、環境に対処できる銀行自身の能力を強化することになるであろう。国際的に合意された自己資本維持規制を通じた枠組みの履行は、景気悪化に向かっているセクターの回復力の増加を助け、景気回復の初期段階の間に自己資本を再構築するためのメカニズムを与えるであろう。景気悪化の期間中、利益の相当分を残しておくことは、ストレス状態の期間を通じて、自己資本が銀行の営業活動継続を支援することをより確かなものにする。こうして、自己資本維持規制は景気変動増幅効果を減少することに役立つ。

B. 枠組み

129. 普通株等Tier1からなる、2.5%の資本保全バッファーは規制上の最低所要資本⁴⁹

⁴⁹ 普通株等 Tier1 は、残額が資本保全バッファーに寄与する前に、まずは最低所要自己資本比率(必要であれば、6%の Tier 1 および 8%の総資本最低水準を含む)を満たすために使用されなければならない。

の上に構築される。自己資本の水準がこのレンジに入ってくると、自己資本の分配規制が銀行に課せられる。銀行が損失を計上した結果、自己資本の水準がこの保全レンジに入るような時にも、通常通りの業務を行うことが可能である。この制限は、分配についてのみ課せられるものであり、銀行業務に対して課せられるものではない。

130. 自己資本水準がレンジに入ってきた時、銀行に課せられた分配規制は、銀行の自己資本水準が最低所要自己資本に近づくにつれて増加する。自己資本の水準がレンジの上限である状態における銀行に課せられる制限は、設計上最小となるであろう。これは、銀行の自己資本の水準が時にはこのレンジに入ってくるという見込みを反映している。バーゼル委は、レンジ内での制限が、結果として新たな最低所要自己資本が設定されたとみなされるような規制を課したいとは考えていない。

131. 以下の表は、普通株等Tier1比率の様々な段階において銀行が満たさなければならない自己資本保全最低比率を表したものである。例として、普通株等Tier1比率が5.125%と5.75%の間にある銀行はそれに続く会計年度において銀行の利益の80%を保全する必要がある（例えば、20%以上の普通株式配当、自社株買いおよび任意の賞与の支払いを行わない）。この枠組みによって課せられた制限を超過して銀行が支払いを行いたい場合には、制限を超えた金額と同等額を民間部門で資本増強する選択肢があるであろう。これは、資本計画策定の中で監督当局と議論されることになるであろう。普通株等Tier1比率には4.5%の最低所要普通株等Tier1に達するための額が含まれているが、6%のTier1および8%の総資本に達するためのその他普通株等Tier1資本は除かれている。例として、銀行の普通株等Tier1が8%で、その他Tier1またはTier2資本がない場合、最低所要自己資本比率は全て満たすが、資本保全バッファがゼロとなるため、資本流出が100%制限される。

個別銀行における自己資本保全の最低基準	
普通株等 Tier1 比率	自己資本保全の最低比率 (利益に対する割合として表示)
4.5% - 5.125%	100%
> 5.125% - 5.75%	80%
> 5.75% - 6.375%	60%
> 6.375% - 7.0%	40%
> 7.0%	0%

132. 以下は、本規制案におけるその他多くの重要な要素である。

(a) 配当制限の対象項目：分配項目は、普通株式配当、自社株買い、他の Tier1 商品に対する任意の支払い、役職員への任意の賞与を含むであろう。普通株式等 Tier1

の減少につながらない支払いは、例えばある種の証券配当を含むかもしれないが、分配とは考えない。

- (b) **利益の定義**：利益とは、配当制限に服する構成要素を控除する前の分配可能利益と定義される。利益は計上すべき税額を差し引いた後の分配されるべき項目が支払われる前に算出される。そのようにして、そのような分配を行うことによる税額の影響は取り消される。銀行は、プラスの利益を出しておらず、普通株等 Tier1 比率が 7%以下の場合、プラスの正味分配を行うことが制限される。
- (c) **単体あるいは連結の適用**：この枠組みは連結水準で適用されるであろう（すなわち、連結グループベースの外部流出に制限が課せられる）。各国当局には、グループの特定部分で資産の保全を行うために単体レベルでの裁量を適用する選択肢があるであろう。
- (d) **追加的な監督上の裁量**：バッファは取り崩すことができなければならないが、単にその他の銀行と競合して市場シェアを獲得することを目的として、バッファの範囲内で、業務を行うことを通常時に選択すべきではない。このような事態の発生を回避するために、監督当局は、ケースバイケースで、資本バッファの範囲内での銀行業務に時間制約を課す追加的な裁量があるであろう。いずれにせよ、監督当局は、銀行の資本政策が適切な時間軸でバッファを再構築することを確保しようとするであろう。

C. 経過措置

133. 資本保全バッファは 2016 年 1 月 1 日から 2018 年末までの間に段階的に実施され、2019 年 1 月 1 日に完全実施される。それは 2016 年 1 月 1 日にリスクアセットの 0.625%として始まり、以後毎年 0.625%ポイントずつ増加して 2019 年 1 月 1 日にリスクアセットの 2.5%という最終水準に到達する。過剰な信用拡大を経験している国々は、資本保全バッファおよびカウンターシクリカルな資本バッファの積み上げを加速することを検討すべきである。各国当局は裁量によりもっと短い移行期間を課することができ、適切な場合にはそのようにすべきである。

134. 移行期間中の所要水準はすでに達成しているものの 7%の普通株式等 Tier1 比率（最低水準に資本保全バッファを足したもの）をなお下回る銀行は、合理的に可能な限り早く保全バッファを充足することを目指して、慎重な内部留保政策 (prudent earnings retention policies) を維持すべきである。

135. 自己資本保全最低比率を定める資本バッファの 4 分の 1 ずつへの分割が、2016 年 1 月 1 日から開始される。これらの 4 分の 1 ずつは資本保全バッファが段階的に実施されるにともない拡張され、この期間中に有効となるカウンターシクリカルな資本バッファも考慮される。

IV. カウンターシクリカル資本バッファ

A. 導入

136. 過度な信用拡大期の後の後退局面において銀行セクターに生じる損失は、巨大化する可能性がある。これらの損失が銀行セクターの安定性を損ない、金融システムにおける問題が実体経済の後退に繋がり、それが銀行セクターにフィードバックするという悪循環を誘発する可能性がある。これらの相互連鎖は、システム全体にわたるストレスのリスクが過度に拡大した時に銀行が自己資本の備えを構築することが特に重要であることを強調している。

137. カウンターシクリカルな資本バッファは、銀行セクターの自己資本規制について、銀行の営業するマクロ金融環境が考慮されることを確実にすることを目的としている。国内における過剰な総信用の拡大がシステム全体のリスクの積み上がりに繋がっていると判断される局面において、各国当局により、銀行システムが将来の潜在的な損失に対して自身を保護するために資本バッファを持つことを確保するために発動される。このように過剰な総信用の拡大に注目することは、各国はバッファを不定期に発動する必要があるにすぎないであろうということの意味する。国際的に活動する銀行の資本バッファは、自身が信用エクスポージャーを有する全ての国・地域で発動される資本バッファの加重平均として計算される。このことは、それらの銀行は、各国・地域における信用サイクルは必ずしも高く相関しているわけではないことから、より頻繁に、小さなバッファを積む必要に迫られるであろうことを意味する。

138. カウンターシクリカルな資本バッファの規制は、次の要素により構成される。

- (a) 各国当局が信用増加や、システム全体にわたるリスクの積み上がりを示唆するその他指標をモニターし、信用拡大が過剰であり、システム全体にわたるリスクの積み上がりに繋がっているかについて評価を実施する。この評価にもとづいて、各国当局は然るべき状況と判断した際に、カウンターシクリカルな資本バッファの基準を設定する。当所要分は、システム全体のリスクが具体化ないし分散した場合に、放出される。
- (b) 国際的に活動する銀行は、民間部門への信用エクスポージャーの地理的な分布を見たうえで、各銀行で個別のカウンターシクリカルな資本を計算する。
- (c) 銀行が必要とするカウンターシクリカルな資本バッファの水準については、資本保全バッファの規模を拡張させる。銀行は、これらの水準を満たさない場合、社外流出制限を受ける。

B. 各国のカウンターシクリカル資本バッファ基準

139. バーゼル委メンバー国は、カウンターシクリカルな資本バッファの規模につ

いての決定について責任を有する当局を特定する。過度な信用拡大期がシステム全体のリスクの積み上がりに繋がっていると、関連する各国当局が判断する場合、彼らは、他のマクロプルデンシャル・ツールを自由に使用して、カウンターシクリカルな資本バッファの水準を検討する。これはリスクアセットの0%から2.5%の間で、システム全体にわたるリスクの積み上がりへの評価次第で変化する。⁵⁰

140.『カウンターシクリカルな資本バッファを適用する各国当局のためのガイドライン』と題する文書において、各国当局が資本バッファについて決定する際に従うことが合意された原則が規定されている。当該文書は、銀行が信用エクスポージャーを有する各国において各国当局が取る資本バッファについての決定について理解し、予測することを助ける情報を提供する。

141. 銀行に資本バッファ水準に調整する時間を提供するため、各国はカウンターシクリカル資本バッファ水準の引上げ決定については、実施より12ヶ月以前までに予告する。⁵¹各国のカウンターシクリカルな資本バッファ水準の引下げ決定は、即時に有効となる。委員会の全加盟国において事前予告された資本バッファについての決定、および実際に適用された資本バッファは、BIS ウェブサイトに発表される。

C. 銀行固有のカウンターシクリカル資本バッファ

142. 銀行は、リスクアセット総額に対し0%と2.5%の間で変化するカウンターシクリカル資本バッファに制約されることとなる⁵²。各行に適用される資本バッファは信用エクスポージャーのポートフォリオの地理的構成を反映することとなる。銀行はこの資本バッファを、普通株等 Tier1 資本や、その他の完全に損失吸収性のある資本⁵³により満たさなければ、次のセクションに規定される社外流出制限の対象となる。

⁵⁰ 各国当局は、各国の状況に応じて適切と判断された場合、各国内において2.5%を上回るバッファを含めて、多岐にわたる追加的なマクロプルデンシャル・ツールの履行が可能である。ただし、本規制枠組みにおける国際的な相互尊重原則の規定では、カウンターシクリカル資本バッファの上限を2.5%とする。

⁵¹ ある国のカウンターパーティに対して信用エクスポージャーを有する外国銀行についても、当該国のエクスポージャーについては、事前通告期間終了後に増加した資本バッファ水準が適用される。ただし、当該国における事前通告期間が12ヶ月間より短い場合、外国銀行の母国当局は、新たな資本バッファ水準が有効となる以前に、実行可能な限りで、ないしできる限り速やかに（12ヶ月間の最長通告期間を条件に）事前通告期間に合わせるようにすべきである。

⁵² 資本保全バッファについては、枠組みは連結水準で適用される。加えて、各国監督当局は、グループの特定部分について資産の保全を行うために単体レベルで本規制を適用することができる。

⁵³ バーゼル委は、普通株等 Tier1 のほかに、その他の完全に損失吸収性のある資本を認めるか、また、どのような形で認めるかについて、現在検討中である。バーゼル委が追加でガイダンスを発行するまでは、普通株等 Tier1 のみがカウンターシクリカル資本バッファに適用される。

143. 国際的に活動する銀行については、民間部門への信用エクスポージャー（銀行以外の金融セクターへのエクスポージャーを含む）の地理的な分布を見たうえで、エクスポージャーを有するそれぞれの国で適用される資本バッファの加重平均としてカウンターシクリカル資本バッファ水準を計算する。この際の信用エクスポージャーには、信用リスク資本賦課、ないし特定リスク、IRC、証券化に係るリスクウェイト相当のトレーディング勘定資本賦課を引き起こす全ての民間部門の信用エクスポージャーが含まれる。

144. 各国において適用される資本バッファの比率は、その国の民間部門に対する信用エクスポージャーに関連する信用リスク賦課総額を⁵⁴、全ての国における民間部門への信用エクスポージャーに関連する信用リスク賦課総額で割ったものである。

145. 個別リスク、追加的リスク賦課、総合的なリスク規制賦課に関する VaR について、銀行は監督当局とともに、これらの資本賦課を個別商品のリスクウェイトに転換したうえで、資本賦課を構成するカウンターパーティの所在する地域毎に分配する方法の開発に取り組むべきである。ただし、ポートフォリオ・ベースでポートフォリオに課される資本賦課については、このような形で分解することは常に可能なわけではない。こうしたケースでは、関連するポートフォリオの資本賦課は、ポートフォリオ全体でのデフォルト時エクスポージャー（EAD）をそれぞれの地域におけるカウンターパーティから発生する EAD の比率の計算によって、ポートフォリオを構成する地域へ配分されるべきである。

D. 資本保全バッファの拡充

146. 銀行が服するカウンターシクリカルな資本バッファは、セクション 3 に明記された資本保全バッファの拡張を通じて実施される。

147. 以下表は、銀行が様々な水準の普通株式等 Tier1 比率に対して満たさなければならない最低自己資本保全比率を示している。⁵⁵ 銀行が保有する全地域における民間部門への信用エクスポージャーに対して、カウンターシクリカル資本バッファが 0 の場合、資本水準および表で記載された制約はセクション 3 で掲載されたものと同様である。

⁵⁴ 民間部門への信用エクスポージャーに関連する国について考える際、銀行は可能であれば最終リスクベースを使用すべきである。例えば、銀行は、エクスポージャーの記帳が行われている国ではなく、保証人が所在する国を使用する。

⁵⁵ 資本保全バッファと一貫して、この文面における普通株等 Tier1 には 4.5%の最低所要普通株等 Tier1 が含まれているが、6%の Tier1 および 8%の総資本最低水準を満たすために必要なその他普通株等 Tier1 は除外される。

個別銀行における自己資本保全の最低基準	
普通株等 Tier1 比率 (その他完全に損失吸収性のある資本を含む)	自己資本保全の最低比率 (利益に対する割合として表示)
資本バッファの第 1 四分位内	100%
資本バッファの第 2 四分位内	80%
資本バッファの第 3 四分位内	60%
資本バッファの第 4 四分位内	40%
資本バッファ上限超	0%

148. 説明のために、下記の表では銀行が 2.5%のカウンターシクリカルな資本バッファを求められている場合に、銀行が様々な水準の普通株式等 Tier 1 比率に対して満たさなければならない保全比率を示している。

銀行が 2.5%のカウンターシクリカル資本バッファを求められた場合の、個別銀行における自己資本保全の最低基準	
普通株等 Tier1 比率 (その他完全に損失吸収性のある資本を含む)	自己資本保全の最低比率 (利益に対する割合として表示)
4.5% - 5.125%	100%
>5.125% - 5.75%	80%
>5.75% - 6.375%	60%
>6.375% - 7.0%	40%
> 7.0%	0%

E. 計算および開示の頻度

149. 銀行はカウンターシクリカル資本バッファ所要水準を少なくとも最低所要自己資本比率と同等の頻度で計算され、開示されなければならない。資本バッファは、銀行が最低所要自己資本比率を計算する日に入手できる直近の関連した各国のカウンターシクリカル資本バッファを基準にすべきである。さらに、資本バッファの所要水準を開示する際には、銀行は資本バッファの所要水準を計算するのに使用される民間部門の信用エクスポージャーの地域毎の詳細を開示しなければならない。

F. 経過措置

150. カウンターシクリカルな資本バッファ体制は資本保全バッファと並行して、2016年1月1日から2018年末までに段階的に実施され、2019年1月1日に完全実施される。これは、カウンターシクリカルな資本バッファの所要水準の最大値とし

て2016年1月1日にリスクアセットの0.625%として始まり、以後毎年0.625%ポイントずつ増加して2019年1月1日にリスクアセットの2.5%という最終的な最大値に達することを意味する。この移行期間に過剰な信用拡大を経験している国々は、資本保全バッファおよびカウンターシクリカルな資本バッファの積み上げを加速することを検討すべきである。さらに、各国はカウンターシクリカルな資本バッファの所要水準の引き上げを実施をする選択することも可能である。そのような場合、本体制の相互尊重原則の規定は追加の額に対して、または期間をさかのぼっては適用されない。

V. レバレッジ比率

A. 原理と目的

151. 今回の危機の根本的な特徴の一つは、銀行システムにおける過度のオンバランス、オフバランスシート上のレバレッジの積み上げであった。多くの場合において、銀行は高いリスクベースの自己資本比率を示していたものの、過度のレバレッジを積み上げていた。危機の最も厳しい局面において、銀行セクターは資産価格の下方圧力を増幅させるような形で市場の圧力によりレバレッジの削減を迫られ、損失、銀行資本の毀損、利用可能な信用の収縮の間でさらなる悪循環を拡大させた。

152. それゆえバーゼル委は、リスクベースの自己資本比率を補完する信頼性ある指標として機能するよう水準調整された、簡素で透明なリスクベースではないレバレッジ比率を導入することに合意した。レバレッジ比率は、以下の目的を達成することを意図している。

- 広範な金融システムおよび経済に損失を与え得る不安定なレバレッジ解消プロセスを回避するため、銀行セクターにおけるレバレッジ構築を抑制する。
- グロスのエクスポージャーにもとづく、簡素でリスクベースではない“補強 (backstop)” 指標により、リスクベース規制を補強する。

B. レバレッジ比率の定義と算出

153. このセクションは、試行期間 (parallel run period) のテスト基準となる、レバレッジ比率の定義と算出を説明する。算出の基本は、パラグラフ154から164に明記されている自己資本 (自己資本の算出) とエクスポージャー総額 (エクスポージャーの算出) の定義にもとづく月次レバレッジ比率の四半期平均である。バーゼル委は、2013年1月1日から2017年1月1日の試行期間中、3%の最低Tier1レバレッジ比率をテストする。そのほかの移行措置はパラグラフ165から167のとおりである。

1. 自己資本の算出

154. レバレッジ比率の自己資本の算出は、この枠組みのパラグラフ52から56にあるように、Tier1資本の新しい定義にもとづくべきである。バーゼル委は、総規制資本と普通株等Tier1を利用した場合の影響度についても評価を行うために、移行期間（transition period）中のデータも収集する予定である。

155. 自己資本から完全に控除される項目は、レバレッジには寄与しないため、エクスポージャーの算出からも控除されるべきである。すなわち、自己資本とエクスポージャーは、統合的に算出され、二重計上は避けるべきである。つまり、Tier1資本からの控除項目（パラグラフ66から89に提示）は、エクスポージャーからも控除されるべきであることを意味する。

156. パラグラフ84から89の取扱い概要のとおり、会計上の連結対象であるが規制上の連結対象ではない金融機関が含まれる場合、これら金融機関の自己資本への出資は、それらがある閾値を越える範囲では控除される必要がある。レバレッジ比率の目的のために、自己資本とエクスポージャーが統合的に算出されることを確保するため、会計上の連結に含まれるそうした金融機関の資産は、パラグラフ84から89のもとで控除された自己資本の割合に応じて、エクスポージャーの算出から控除すべきである。

2. エクスポージャーの算出

(i) 一般的な算出原則

157. レバレッジ比率のために使用されるエクスポージャーの算出は、一般に会計上のエクスポージャー算出に従うべきである。財務会計と統合的にするため、以下の取扱いが適用されるべきである。

- バランスシートにおいて、非デリバティブ・エクスポージャーは個別引当額と評価調整額（例：信用評価調整額）を控除
- 購入された物的・金融資産担保、保証ないし信用リスク削減は、オンバランスシートのエクスポージャーを減少させるものとしては認めない
- 貸出金と預金の間でのネッティングは認められない

(ii) オンバランスシート項目

158. 銀行は、レバレッジ比率の目的のため、会計上のバランスシートを利用した項目を含めるべきである。加えて、エクスポージャーの算出は、証券金融取引（SFT）⁵⁶やデリバティブに関して、以下の取扱いを含めるべきである。

⁵⁶ SFT とは、レポ取引、リバース・レポ取引、証券貸借、信用取引等、取引価値が市場価値に依存し、信用取引同意書をしばしば必要とする取引。

(a) レポ取引と証券金融

159. 証券金融取引（SFT）は、担保付の資金調達形態となっており、そのためレバレッジ比率に含まれるべきバランスシート上のレバレッジの重要な要素である。したがって、銀行はレバレッジ比率の目的のため、以下を適用して証券金融取引（SFT）を算出すべきである。

- 会計上のエクスポージャーの算出
- バーゼルⅡの枠組みにおける規制上のネットィングルール⁵⁷

(b) デリバティブ

160. デリバティブは2つの形態のエクスポージャーを生み出している。契約上の公正価値を反映した“バランスシート”上の現在価値（当初はしばしばゼロであるが、後に当該契約のパフォーマンス次第で正または負の値となる）と、契約上内在する経済的利益を表象した想定上の経済的エクスポージャーである。

161. 銀行は、クレジット・デリバティブによりプロテクションを売る場合を含め、レバレッジ比率の目的のため以下の取扱を適用してデリバティブを算出すべきである。

- 会計上のエクスポージャーの算出に、バーゼルⅡの枠組みのパラグラフ186、187、317で定められているカレント・エクスポージャー方式に従って算出された潜在的な将来のエクスポージャーのアドオンを加える。これにより、全てのデリバティブは、一貫した方法により貸付債権相当額に変換されることが確保される。
- バーゼルⅡの枠組みにおける規制上のネットィングルール⁵⁸

(iii) オフバランスシート項目

162. このセクションは、バーゼルⅡの枠組みのパラグラフ 82-83（83(i)を含む）、84(i-iii)、85-86 および 88-89 の中のオフバランスシート（OBS）項目に関連している。これらは、コミットメント（流動性補完を含む）、無条件で取消可能なコミットメント、直接的な信用代替取引、手形引受、スタンドバイ信用状、貿易信用状、未実現取引、未決済の証券取引を含んでいる。パラグラフ 83(ii)と 84 に含まれる項目（すなわち、レポや証券金融取引）の取扱いは、上述したとおりである。

163. バーゼル委はオフバランスシート項目が潜在的に重要なレバレッジの源泉となっていることを認識している。レバレッジ比率の目的のため、銀行は均一な100%の掛目（CCF）を適用し、上述したオフバランスシート項目を算出する必要がある。

⁵⁷ 付属文書4の3章に定めるクロスプロダクト・ネットィングルールを除く。

⁵⁸ 付属文書4の3章に定めるクロスプロダクト・ネットィングルールを除く。

164. 事前の通知なく、無条件でいつでも銀行が取消可能なコミットメントには、銀行は10%の掛目を適用する。バーゼル委は、10%の掛目が過去の経験にもとづき適度に保守的なものであることが確保されるよう、さらに検証する。

C. 経過措置

165. レバレッジ比率の移行期間は2011年1月1日より開始する。バーゼル委はこの移行期間を、提案されている3%の最低Tier1レバレッジ比率の設計および水準が信用サイクル全体にわたり、また、異なるビジネス・モデルにおいて適切なものであるかを評価するため、半期ベースでの銀行のレバレッジ比率を検証することに活用する。当該評価には、水準調整におけるエクスポージャーの定義の拡大や相殺調整がレバレッジ比率の目的をよりよく達成するか否かについて考慮することを含む。バーゼル委は、レバレッジ比率の定義および算出に対して重要となる各国の会計枠組における相違点に取り組むため、会計基準および会計実務についても綿密に検証する。

166. 移行期間は、監督上のモニタリング期間（supervisory monitoring period）および試行期間から構成される。

- 監督上のモニタリング期間を2011年1月1日に開始する。監督上のモニタリング・プロセスでは、合意された定義の基礎をなす構成要素およびその比率を一貫した方法により把握するためのテンプレートを開発することに焦点が当てられる。
- 試行期間を2013年1月1日から2017年1月1日までの間実施する。この期間中は、リスクベースの指標に関連する動きも含めレバレッジ比率およびその構成要素が追跡される。銀行は、パラグラフ154から164で示された資本およびエクスポージャー総額の定義、リスクベースの所要自己資本水準を使用して、レバレッジ比率を算出することが求められる。銀行レベルでのレバレッジ比率およびその構成要素の開示は、2015年1月1日に開始する⁵⁹。バーゼル委は開示テンプレートの開発およびレバレッジ比率の開示の綿密なモニタリングを行う。

167. 試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整にもとづき、2018年1月1日から第1の柱の下での取り扱いに移行することを視野に入れつつ、レバレッジ比率の定義および水準調整の最終的な調整を2017年前半に行う。

⁵⁹ バーゼルⅡの枠組みにおけるパラグラフ22で定義される適用範囲と一致。

付属文書 1

自己資本枠組の水準調整

自己資本の枠組の水準調整 所要自己資本および資本バッファ (%)			
	普通株等 Tier 1	Tier 1	総自己資本
最低水準	4.5	6.0	8.0
資本保全バッファ	2.5		
最低水準+資本保全バッファ	7.0	8.5	10.5
カウンターシクリカル資本バッファ範囲*	0-2.5		

* 脚注53参照

付属文書 2

特定項目に関する普通株主資本 15%制限

1. この付属文書は、連結対象外金融機関（銀行、保険、その他の金融機関）の普通株式への重要な出資、モーゲージ・サービシング・ライツ、一時差異から生じる繰延税金資産（あわせて特定項目とする）に関する 15%制限の計算方法を明確化することを目的とする。
2. これらの特定項目の算入額は、全ての控除項目を適用後の、普通株等 Tier 1 (CET1) の 15%に制限される。算入可能な特定項目の最大額を決定するためには*、銀行と監督当局は、CET1**（特定項目の全額控除を含む、全ての控除を実施後）の金額に、17.65%を乗じるべきである。この数字は、85%に対する 15%の比率から生じる（すなわち、 $15\%/85\%=17.65\%$ ）。
3. 例として、85 ユーロの普通株主資本を有する銀行を採り上げる（特定項目の全額控除を含む、全ての控除を実施後）。
4. この銀行が CET1 資本として算入可能な特定項目の最大額は、 $85 \text{ ユーロ} \times 17.65\% = 15 \text{ ユーロ}$ と計算される。15 ユーロを超過する部分は CET1 から控除されなければならない。もしこの銀行が特定項目（各項目ごとの 10%制限の適用によって控除された金額を除く）の合計額が 15%の制限に達する場合、特定項目を算入後の CET1 の金額は、 $85 \text{ ユーロ} + 15 \text{ ユーロ} = 100 \text{ ユーロ}$ となる。CET1 全体に占める特定項目の比率は、15%と等しくなる。

*3つの特定項目の合計がこの付属文書に規定する 15%制限よりも少ない、もしくは、項目毎の 10%制限が適用される、の何れかの理由により、実際に算入される額はこの最大値より小さくなるかもしれない。

**この時点においては、特定項目の控除額を決定する目的においてのみ利用される、「仮説にもとづいた」 CET1 金額。

付属文書 3

少数株主持分の実例による説明

この付属文書では、パラグラフ62から64に規定する、少数株主持分と、子会社が第三者に対して発行したその他の資本の取扱いについて説明する。

実例による説明

2つの法人から構成される、ある銀行グループを例にとる。銀行Pは親会社、銀行Sは子会社で、連結しない形でのバランスシートは以下のとおり。

銀行Pのバランスシート		銀行Sのバランスシート	
資産		資産	
顧客宛ローン	100	顧客宛ローン	150
銀行SのCET1への投資	7		
銀行SのAT1への投資	4		
銀行SのT2への投資	2		
負債と資本		負債と資本	
預金者	70	預金者	127
Tier 2	10	Tier 2	8
その他Tier 1	7	その他Tier 1	5
普通株主資本	26	普通株主資本	10

銀行Pのバランスシートは、顧客宛ローンに加えて、銀行Sの普通株の70%、銀行Sのその他Tier 1の80%、銀行SのTier 2の25%を保有していることを示している。したがって、銀行Sの資本保有構造は以下のとおりとなる。

銀行Sによって発行された資本			
	親会社に発行された金額 (銀行P)	第三者に発行された金額	合計
普通株等Tier1 (CET1)	7	3	10
その他Tier1 (AT1)	4	1	5
Tier 1 (T1)	11	4	15
Tier 2 (T2)	2	6	8
総自己資本 (TC)	13	10	23

この銀行グループの連結バランスシートは以下のとおり。

連結バランスシート	
資産	
顧客宛ローン	250
負債と資本	
預金者	197
子会社が第三者に発行したTier 2	6
親会社が発行したTier 2	10
子会社が第三者に発行したその他Tier 1	1
親会社が発行した追加的Tier 1	7
子会社が第三者に発行した普通株主資本(すなわち、少数株主持分)	3
親会社が発行した普通株主資本	26

説明のために、銀行Sはリスクアセットを100保有していると想定する。この例において、銀行Sは銀行Pに対するローンを有していないため、銀行Sの最低所要自己資本と連結ベースの所要額に対する子会社からの貢献額は同一となる。このことは、銀行Sは、以下の最低所要自己資本+資本保全バッファ基準の対象となること、ならびに、以下の余剰資本を有していることを意味する。

銀行Sの最低自己資本と余剰資本		
	最低自己資本+資本保全バッファ	余剰資本
CET1	7.0 (=7.0% of 100)	3.0 (=10-7.0)
T1	8.5 (=8.5% of 100)	6.5 (=10+5-8.5)
TC	10.5 (=10.5% of 100)	12.5 (=10+5+8-10.5)

次の表では、パラグラフ62から65の規定に従い、銀行Sが発行した資本のうち、連結自己資本に算入される金額の計算方法を示す。

銀行S: 連結自己資本に算入される第三者に対して発行された資本額					
	発行総額 (a)	第三者への 発行額 (b)	余剰資本 (c)	第三者発行に起因 する余剰資本(すな わち、連結自己資本 から除かれる金額) (d)=(c)*(b)/(a)	連結自己資本へ の算入額 (e)=(b)-(d)
CET1	10	3	3.0	0.90	2.10
T1	15	4	6.5	1.73	2.27
TC	23	10	12.5	5.43	4.57

次の表は、上記の表での計算を元に、連結グループでの資本構成を要約したもの。その他Tier1は、普通株Tier1とTier1の差額、Tier2は、総資本とTier1の差額として計算されている。

	親会社によって発行された 総額（全額が連結自己資本に 算入される）	子会社によって第三者に 対して発行され、連結自 己資本に算入される金額	親会社および子会社によ って発行され、連結自己資 本に算入される金額
CET1	26	2.10	28.10
AT1	7	0.17	7.17
T1	33	2.27	35.27
T2	10	2.30	12.30
TC	43	4.57	47.57

付属文書 4

段階的实施に関する措置

(網掛は移行期間を示す。全ての日付は1月1日時点)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	As of 1 January 2019
レバレッジ比率	監督上のモニタリング期間		試行期間 2013年1月1日～2017年1月1日 開示は2015年1月1日開始					第一の柱への移行	
普通株等Tier1最低水準			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株等Tier1最低水準+資本保全バッファ			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
普通株等Tier1からの段階的控除 (上限を超過する繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツ、金融機関への出資を含む)				20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier 1最低水準			4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低水準			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
総資本最低水準+資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
その他Tier1もしくはTier2に算入できなくなる資本			2013年からの10年間でフェーズ・アウト						
流動性カバレッジ比率	観察期間 開始				最低基準の 導入				
安定調達比率	観察期間 開始							最低基準の 導入	